

令和6年第1回（3月）定例町議会

（第2日 3月6日）

## 令和6年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年3月6日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第 3 議案第 3号 新町建設計画の変更について
- 日程第 4 議案第 4号 西伊豆町道路線の廃止について
- 日程第 5 議案第 5号 西伊豆町道路線の認定について
- 日程第 6 議案第 6号 西伊豆町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 7号 西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 8号 西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 9号 西伊豆町営運動場条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第10号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	白石 洋 巳 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	高橋 昌 子 君
健康福祉課長	渡邊 貴 浩 君	産業建設課長	久保田 寿之 君
防災課長	真野 隆 弘 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	村松 圭 吾 君
教育委員会 教務局長	朝倉 通 彰 君		

---

職務のため出席した者

議会議務局長	佐野 浩 正	書記	堤 浩 之
--------	--------	----	-------

---

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

その前に、防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。昨日のですね、堤和夫議員の一般質問でですね、直接協定を結んでいる4つの市町がですね、給水車を持っているかとの質問がございました。それに対して回答させていただきます。今現在ですね、4つの市町さんは給水車は持っていないという回答でした。報告は以上です。

---

◎一般質問

○議長（堤 豊君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

---

◇ 6 番 高 橋 敬 治 君

○議長（堤 豊君） 通告4番、高橋敬治君。

6番、高橋敬治君。

〔6番 高橋敬治君登壇〕

○6番（高橋敬治君） 皆さんおはようございます。それでは議長のお許しを得ましたので、一般質問を開始したいと思います。私今回大きく2件でございます。

1番目に高齢者福祉介護について、2番目が残土処理場についてでございます。

まず最初1番、高齢者福祉介護についてでございます。(1) 高齢者保健福祉及び介護保険事業計画について。町は、第10期高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画(以下計画と呼びます。)現在策定中であり、西伊豆町地域福祉検討協議会(以下協議会と呼ばさせていただきます。)の答申を待つ状況であると承知しております。また計画素案についてパブリックコメントも提出されたと承知しております。以上の経過を踏まえて質問いたします。

①協議会について。西伊豆町地域福祉検討協議会設置要綱によれば、協議会の設置目的は、西伊豆町における地域福祉施策の推進について、町及び関係団体等が相互に連絡協調し、総合的な計画を策定するためとしています。計画策定後の協議会の役割は何か。計画は3年間だが委員の任期が2年の理由は何か。令和3年度から5年度の計画中に協議会は何回開催されたのか。計画策定以外に開催されているならば、その協議内容は。②パブリックコメントについてでございます。町民から提出のあったパブリックコメント、意見書に対する町の考え方と対応について伺います。日常生活圏域についてどのように捉えていますか。医療介護サービスの供給面での実態調査は行われていますか。

(2) 介護人材確保について。計画には、福祉の担い手の育成として介護人材の不足が懸念されており、介護人材の確保質的向上は重要な課題としています。①人材確保の取組について。現在、西伊豆町社協が事務局となり松崎町、西伊豆町、社会福祉法人等連携ネットワーク会議がこの課題に取り組んでいると聞いています。過去の取組とその成果は。今後の取組予定計画は。②受皿について。移住介護人材のための町主導の受皿の用意はあるのか。

大きな2件目でございます。残土処理場について。(1) 鷹ノ巣残土処理場について。鷹ノ巣残土処理場については私や同僚議員が過去に何度も一般質問をして問題提起してきましたが、令和5年1月24日の全員協議会において令和4年度中の受入れ終了は厳しいが、令和5年度中には何とか終了できるのではないかとの見通しが示されました。しかしながら令和5年度も終わりに近づいている現在も依然として受入れが継続されています。以上の状況を踏まえて質問いたします。①今後の予定について。県工事の残土が搬入されていると思われるがいつまで続くのか。最上段の堆積場移動中だが、異物などの混入はないか。受入れ終了から完成までの工事内容と費用の見込みは。②排水について。排水路の合流点など改良する予定はあるのか。場外法面の仕上げの方法は。

(2) 月原残土処理場計画について。鷹ノ巣残土処理場の受入れ終了が予定される中、新たな処理場として宇久須月原区に残土処理場が計画されています。できる限り早期の開始が求められる状況であり、9月からの受入れ開始に向けてしっかりと計画を遂行していただき

たいと思います。2月6日全員協議会での説明を踏まえて質問いたします。①スケジュールについて。農業委員会、JAからの青地除外について意見書の内容は。県との協議は順調に進んでいるのか。②水質土壌検査について調査項目は、調査の頻度は。

以上、壇上からの質問でございます。

○議長（堤 豊君） 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） それでは高橋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の高齢者福祉介護についての（1）高齢者保健福祉及び介護保険事業計画についての①協議会についてでございますが、計画策定後の協議会の役割は必要に応じて計画の評価や計画に変更伴う事案等が発生した場合などに検討協議を行います。2年任期の理由につきましては、他の協議会等と同様特別な理由はございません。令和3年度から令和5年度の開催回数につきましては4回でございます。令和3年度から5年度には計画策定以外の開催はありませんでした。次に②のパブリックコメントについてでございます。パブリックコメントでは、西伊豆町と松崎町は一つの圏域なので別々に計画を策定することに疑問を感じるというご意見を頂きました。日常生活における生活圏は一緒だと思います。ただ計画をつくる上では広域で行うか2町が合併する必要があります。今はどちらにもなっておりませんので、それぞれつくっているという状況でございます。次にパブリックコメントに書かれている医療介護サービスの供給面での実態調査につきましては行いませんでしたが、今後実施する方向で検討中でございます。

次に（2）の介護人材確保についての①人材確保の取組につきましては、西伊豆町、松崎町、社会福祉法人等連携ネットワーク会議における過去の取組は、構成団体同士で地域課題を把握し解決に向けた会議や事業を検討実施しました。具体的には、お仕事体験事業、共同送迎サービス事業、介護施設でのお仕事マッチングサービス事業などを実施したところでございます。成果といたしましてはお仕事体験事業により、2名の方が西伊豆町に移住し町内で就職をされております。共同送迎サービス事業とマッチングサービス事業については実現しませんでした。今後の取組予定につきましては、社会福祉法人等連携ネットワーク会議の開催とお仕事体験事業を引き続き実施することと伺っております。次に②の受皿については、介護人材のための町主導の受皿は直接的に行っているのは、移住の相談窓口としてまちづくり課で介護人材に限らず受け付けをしております。広報活動でいいますと各事業所がハローワークなどに求人を出されておりますので、求人情報を本庁や支所、出張所の窓口で設

置しております。町が事業所への直接的な募集はできませんが、介護人材に対する支援という形で課題の把握、共有化を図り社会福祉法人等連携ネットワーク会議や福祉団体への関与を続けることや、福祉介護分野における地域おこし協力隊の募集を行うなどが挙げられます。

次に大きな2点目の残土処理場についての①鷹ノ巣残土処理場についての①今後の予定につきましては、土砂の搬入がいつまで続くのかとのご質問ですが、県の仁科川浚渫工事が大幅に遅れ、2月まで土砂搬入がありました但现在は受入れを終了しております。最上段の土砂の異物の混入がないかとのご質問ですが、ごみのようなものは出てきておりません。受入れ終了から完了までの工事内容と費用の見込みはとのご質問ですが、処理場上部の土砂の移設、吹付、水路整備といった仕上げ工事を鷹ノ巣残土処理場維持工事として、株式会社賀茂重機に発注しており契約額は2,629万円でございます。なお工期につきましては令和6年3月22日としておりましたが、県工事の発生土砂の受入れが遅れたことにより令和6年5月末までかかる見込みとなりましたので、工期延長をし繰越し明許とさせていただきたく、今回の補正予算に計上しております。また倉見合同会社との管理運営委託契約の精算に伴う運営費用の補償金につきましては、年度内の精算を行いたいため1,934万円、失礼しました。

1,093万4,000円を補正予算に計上しております。次に②の排水につきましては、排水路の合流点などの改良する予定があるのかとのご質問ですが、以前排水路脇が掘られた箇所につきましては、セメント改良土を用いて補強する予定でございます。これは宇久須の川島残土処理場でも同様の状態になり補強した結果、現在も健全に保たれているため同様の方法で補修するものでございます。また合流点の水がはねる箇所につきましては蓋をする等の対策を実施する予定でございます。なお現在の工事で新たに水路を整備する範囲の合流部の水が集中する箇所については、集水柵を設置いたします。場外法面の仕上げ方法はとのご質問ですが、倒木は撤去し水路近くの法面には洗掘防止対策として対抗性の高い天然繊維シート等の施設を検討しております。

次に(2)の月原残土処理場計画についての①スケジュールにつきましては、本事業の執行に当たっては青地除外の手続を行うようにとの県からの指導があり、除外の判断材料となる資料を提出してきたところでございますが最終的に残土処理場も土地収用法第3条に規定されている公共の利益となる事業に該当するという判断となり、農地転用及びその前提となる農用地区域の随時変更も不要ということになりましたので以前全協で提示したスケジュールを前寄せして進めていきたいというふうと考えております。なお青地除外につきましては

は、来年度から行う農振整備計画の見直しの中で行っていくこととなりますのでJA農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様には、説明と意見交換をさせていただきました。特に反対意見等はありませんでした。次に②の水質土壌調査につきましては、残土を受け入れる際に土砂等に汚染の恐れがないことの調査結果報告書を確認しますし汚染が疑われる土砂の場合には受入れをしないことが前提となりますので、水質及び土壌の分析調査は本来必要ありませんが公共工事以外の残土も受け入れる予定でございますので、念のため調査を行う必要があると考えております。調査項目につきましては、お配りした資料をご覧くださいと思います。頻度につきましては、分析調査をした土砂を受入れた日から起算し半年ごとに行うことを検討しております。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それでは壇上での回答頂きましたので再質問をしたいと思います。今回ですね、現在介護事業している方から私パブリックコメントを出しましたと高橋さんこれについてどう思いますかという意見を求められたこと、それから私の周辺の方々私を含めてですけどもね、何らかの形で福祉介護サービスこれが必要な年代になっているという現状、そして第1委員会の健康福祉課の所管事務調査などでの質疑ですね。それからそういうものを踏まえてですね、やっぱりこれから高齢者福祉介護については今後避けて通れない、町長には少し勉強不足じゃないかと言われるかも分かりませんが、門外漢を承知の上で今回私の所感を持って質問したいと思っております。まず最初にですね、この協議会についてというところですけども、この中でですね、私思いましたのは協議会の委員これはもう少し広い幅広い範囲これで選任すべきではないのかなというふうに感じました。例えば、ここに伊豆市、高齢者福祉、保健、福祉計画、あるいは第8期の介護保険事業計画これをお借りしてきたんですけども、例えば伊豆市の場合にはですね、地域住民団体としまして西伊豆の場合には、各宇久須、安良里、田子、仁科ですかこういった区長さん方をメンバーに入れてるんですけども、伊豆市の場合には区長さんは伊豆市の区長会長さんのみです。そしてその代わりと言ってはなんですけども被保険者1号2号、これをそれぞれ1名ずついわゆる保険料を支払う立場の方々を地域の代表として入れてます。それから福祉関係団体としまして訪問系の在宅サービス、あるいは通所系の在宅サービスそれからデイサービスこれは西伊豆も入れてますけど特養、そういう現場のね、現場を精通している、今事業をやっているところの代表、これを満遍なく入れてる。それから保健医療団体これは当然医師会歯科医師会、あ

るいはリハビリ専門職あるいは訪問看護ステーションですかこういう方入れてるってのは共通ですけどもそういう私からすれば結構幅広く現場をよく知ってる人を入れてるなというところ、それから松崎町なんかですとですね、これは老人クラブの連合会の会長だとかなぜか知らんですけど校長会の会長だとか保育園の園長だとかこういう学校関係者を入れたりしますね。南伊豆も同じように、第1号被保険者の代表、第2号の歩被保険者の対象に出ていますし河津なんかもシニアクラブの河津の会長だとか家族介護者の代表こういうのを入れてるわけですね。それと比較しますとね、西伊豆町ってのは余りにも例えば福祉団体の関係でも大きな特養だとかですね、そういうところに限られてるというところなんですけども、もう少し私は幅広い範囲で策定しないと現場の声だとかそういうものは届かないんじゃないかと思うんですけど、その点についていかがですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 今年度ですね、計画策定にあたりまして委員会のほう開催させていただきました。で、一応これまでなかった訪問系の在宅サービスの事業者の代表ということで今年度からですね新たに委員の中に入れていただいているという経緯がございます。高橋議員がおっしゃるように被保険者でも2号被保険者の方っていうのがちょっと私たちの中では、具体的に検討のほうはされていなかったです。今後こういった委員会開くに当たりましてより多くの方々のご意見をということになりますので、やはりそこについては今後もう一度検討していきたいと思えます。ほかの市町もそうなんですけれども多くの関係者が入っておりますけれども計画の策定に当たり、福祉計画等も委員会兼ねておりますのでねそういった意味でいうと、教育系が入ったりとかっていうこともあると思えます。ですのでその必要計画に必要なに応じてですね、その辺の委員を考えていく必要があろうかなと思えます。ですので今回については居宅系の委員に入れていただいたという経緯がございますので、また今後この開催をするに当たりまして検討していきたいなというふうに思えます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今西伊豆町の場合の第2号保険者っていうところが出ましたけどもね、これは僕は社協の事務局長40代半ばですか50代ですかこういう方が入ってるんでね。社協の立場あるいは2号保険者の立場でね、物申してもらえばいいんでこの辺はあれですけども今松崎町の関係の話が出ましたけどもね。次の2番目にも関連してくるんですけども賀茂郡のね中で任期が2年ってのは西伊豆町と松崎町だけなんですよ。今課長がちょっと言いましたけども、松崎町に聞いたらですねなぜ2年ですかって聞いたらこの二つの計画だけでな

くて地域福祉計画あるいは地域福祉活動計画策定これもこの委員がやるんだと。ですから2年ぐらいでずっと延長してもうほぼ充て職ですから交代すればそれを入替えていくと。つまり連続性を持たしているわけですよ。若干西伊豆町もそういう部分を今お話しされましたけども、ほかの例えばさっきの伊豆市あるいは南、河津、東伊豆こういうところってのは、この二つの計画を策定するための委員つまり策定が終われば終わりなんです。つまり秋口に選任委員を委嘱されて3月半ばでこの策定ができて諮問して諮問されて答申して、これで策定が完了すれば終わりなんです。そういう意味ではほかの市町のやり方とさっき言ったように計画の中にね、やっぱり学校長だとかそういうのが入ってるってこと自体はある意味ではプロではない。専門家ではない、あるいはあまりどっちかっていうと関係ない委員が入ってる、それはほかの計画のためだよってことを考えればですね、やっぱりこういう計画を充実させるためにはそれにその計画に本当に必要な人たちを委員とすべきだと思うんですけどそれについて、その点どうですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。特に西伊豆町の場合この任期2年っていうのは、特段どうしてもという理由はあったわけではございません。基本的にはうちの今回のこの委員会についてはですね、主に計画策定というのがメインになっております。一方でこれはあまりあってはいけないことなんですけれどもね、過去に保険料一般的には3年1期で改定をするんですけれども、基金の不足とか保険料が上がったことでですね、どうしても見直しをしなければいけないという時期もございました。そういったときにはこの2年任期があったおかげで新たに委員を招集せずにですね委嘱せずに早急に会議を開くことができたということであるいろいろ考え方によってですね、この委員の持たせ方というのはあると思います。一方で高橋議員がおっしゃるように、策定できたらもうそれで終わりというつくり方ももちろんあるなということで今回、そういった委員会があるということも承知しました。また今後これについてはですねどちらがいいとかっていうことではないんですけれどもね、それぞれ各市町に合った考え方があると思います。特にこういった小さいところだとね、議員おっしゃったように充て職であったりとかっていうこともありますので、結局任期を仮に延ばしたとしてもですねどうしても中が変わっていくということもございますので、その辺も含めて今後この委員の方向性も含めてですけれども任期とか構成の中身内容ですね、その辺ももう一度検討していきたいなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 松崎町はですね、先ほど言ったように2年で連続的にやってるっていう人一つ理由がありましてね、さっき言ったように地域福祉検討協議会これが地域の福祉計画だとか福祉活動計画ですかこれを策定する。そしてこの計画、今の計画ですね、こういう計画各年度状況報告をしてるんですよ。例えば西伊豆町の場合、我々が所管事務調査で、いや今こんな状況ですと令和3年から5年とすれば令和4年度の例えば所管事務調査であると令和3年目標に対してこんな数字になってますとね、我々が所管事務調査でねこれだけの専門的なことをですね、ああだこうだっていうっていうことはなかなか難しい。一方でですね、つくった委員ですね2年任期があるにもかかわらず、先ほどの大きな改正だとかそういうところでしか出番がないんじゃないかとやっぱり自分たちが携わってつくった計画ですよ。これをせっかく委員が、任期が2年あるのであれば、1年半後1年目の実績をもとにですね我々はこういうことで作ったんだけどどうも乖離してるよねとか、あるいはやっぱり予想したとおり順調にいったるよねとか、こういうPDCAを回す意味でのね取組つてのは必要んじゃないかと。ですから課長のおっしゃるように任期つてのは2年でもあるいは策定だけでもどちらでも、その町のどうやって委員を生かすかってことでいいんですけども結論から言えばですね、作った人はもう作れば終わり。そしてPDCAが必ずしも回ってるとは言えない。で、結果的に次の委員が選ばれたときに令和3年4年の実績こうなってます、5年の見込みこうなってます。それについてこんなアンケート調査を加えてこんなもん新たに策定しました。次の委員がいわゆるPDCAのCの部分かあるいは次の計画のためのアクションの部分を起こしてるだけじゃないですか。ですからその辺を十分にやっぱり生かすにはですね、やはり任期2年でもいいですし、どっちでもいいんですけどもこういうやっぱり各年度に状況報告を松崎町ホームページで公開してますよ。西伊豆町はこれやらないんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） そうですね。西伊豆の場合、策定委員会は結果的には策定計画の策定に限定されているので先ほど申し上げましたようにそれ以外の目的に応じて開催するということです。議員がおっしゃるようにPDCAのその部分というのはこの委員会で行ったことはないわけですね。で、一方でほかに委員会ではないんですけども、関係者が集まる会議等がございまして実際にはそういったところですね、実情課題等を検討するという場も実際あるんですねそこはどちらかというところほとんど関係者になります。お医者さんですとかそれから介護事業所さんですとか、ですのでそこになると今度は一般の方が入って

ないんじゃないかというふうには思うと思いますけど実情そういうふうな形ですね、そういったいわゆる介護保険計画を策定以後、この計画に沿っていつているのかあるいはこういった課題が今出てきているかというところは現場サイドではもちろん必要に応じてですね、情報の提供あるいは連携ということは実際に行っています。ですので先ほど申し上げたようにこの委員会の構成とか任期これをもう一度検討する中でですね、今後そのPDCAも含めてこの委員会でどういうふうに対処かということも含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それはよろしく。今後検討をお願いしたいと思います。次に行きます。パブリックコメントについてに移ります。今例えば西伊豆町と松崎町ってのを考えてみますとね、令和17年合併こそしなかったんですけども、やっぱり経済面、消費、例えば買物ですね、こういうものあるいは、労働の分野、松崎町に住んで西伊豆町で働くあるいはその逆それから医療の分野もそうですね、松崎町の人が健育会西伊豆病院を相当数やっぱ使って入院されてるとかそういう意味で医療介護の面でも利用と供給がほぼほぼ一体化してる現状なんですよ。ところがこの介護事業者おっしゃるには、西伊豆町にある施設でも松崎町の利用者を受入れなければやっぱり経営成り立ちませんとこう言ってるわけですよ、仁科にあります。松崎の人が近いんでそこを使いたい、でも西伊豆町社協の介護保険事業、訪問介護事業等居宅介護支援事業ケアマネですね、は行政の縛りがあるため西伊豆町民しか利用できず、社協の介護保険事業はこのために赤字が続いているんじゃないかという指摘をしてるわけですよ。これについてどう思います。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。確かに西伊豆、松崎は隣同士ですね、大変近い距離にあると生活圏もかなりこう同じ中での地域的な部分というのはもちろんあります。こういったその介護サービスに限って言いますとですね、まず原則その保険者という立場がありますのでねその市町村それぞれで各保険者ということが単位的に行われておりますので、原則としては西伊豆町のサービスは西伊豆町の住民の方がまず第1に原則としてサービスが使えるということです。一方で、圏域以外ですね利用者さんがほかの町のサービスを受けるといってももちろんありますけれどもそれについては許可制ということでそれぞれ市町村によってですね、受け入れる受入れないがございます。で、そこはあくまでも原則ですので逆に極端な例ですけどね、ほかの町の方が西伊豆町の事業者さんのサービスを使うために西伊豆

町民が使えないというそういったケースもあるので、そこは一応原則として町民は西町内の事業者が優先的ということがございます。ただ一方で現実的に生活圏がやっぱりこう近いということになりますと、今おっしゃったようにですね、隣のサービスを使うということも実際ございますので、そこについては実情としては、それはそれとして各事業所さん、それから利用者さんとの契約の中で行っていただくことということになりますのでそこは保険者としてはですね、良いよだとかってということ駄目だよとかっていうことは申し上げることはできません。ただやはり今後ですね、こういった小さな町同士ですので利用者さんがサービスを使う中で例えば、西伊豆やちょっとこういったサービスが足りないなといった場合には隣を使うとかっていう、そういったこともございますのでそこは柔軟に行っていく必要があるなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 例えば松崎町民にとってもですね、身近にあるその介護資源、これがやっぱり行政の壁のために利用できないというようなことも今の時代にですね当然、保険者が違うんでそこでは使えませんかとかそういうことでなくてですね、少なくとも松崎と西伊豆は同じ、私は保険の中でそういう運用ができないかなというふうに思います。ただいま現実的にはですね、その辺がある程度できるような仕組みにはなってるってことですので、今後ですね、やっぱり日常生活圏についてはこれからも検討していってほしい。一つの例で言えばですね東伊豆町の計画日常生活圏域っていうところを見ますとね、東伊豆町ってのはこういう介護の施設これが不足してる、ないのかな、ない施設があると。施設については、下田市賀茂郡5町の賀茂けんえき、そして伊東市を含めて今後連携協力するそれを検討する必要があるというふうに堂々とうたってるわけですよ。もうそういう時代が西伊豆の中でも起きつつあるということなもので、十分にこの日常生活圏についてはですねこれは皆さんの意見をきちっと聞いて将来的にしてもらいたいと思います。ですからこのパブリックコメントの回答、ご意見の西伊豆町、松崎町を一つの日常生活圏とし両町が合同で計画を策定するということは、介護保険の合併を意味しており現段階では考えておりませんという言い捨て方じゃなくてですね、現段階では考えてはいないけれども例えば将来的にはどうなんだというような見解もつけ加えてあげるといいうことが私は大切だと思いますよ。これは提言しておきます。次にですね、介護保険の合併がなぜ必要かってのは今さら私が言う必要ないんでこれについてはちょっと質問予定したんですけども辞めます。それから例えばこの方がもう一つおっしゃってるのはですね、地域密着型通所介護について。この計画の中で

実態調査なしに今後の方向性を見込んでいると指摘してるわけです。利用人数が横ばいで推移しているが、利用ニーズの高さを踏まえて利用増加を見込むというふうになっている、実態調査もしてないのに何でこんな文言が出てくるのかというコメント、意見を言ってるわけですね。これについてはどうですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。この実態調査というのが恐らく今回アンケートを実施しております、多くの住民の方とか介護の利用サービスを利用している方々も含めアンケートをしてるんですね。一方でサービスを提供する側のアンケートがなかったということをおっしゃってるというふうにこちら理解しております。そこにつきましては確かにそのとおりでして、これまで過去にもですねこの計画策定に当たってはそういったことが行われていなかったという実態がございます。今回パブコメを受けた中で私たちもここについてはですねやはりその必要性はあるなというふうに感じております。ですので、次回の計画策定の際にはですね、ぜひそういった事業所さんのほうのお考えも聞いていきたいなというふうに思います。高橋議員が質問の中でこの後出てくると思うんですけど西伊豆町とですね、松崎町で社会福祉法人連携ネットワーク会議というのがございますけれども具体的にはですねそういったところで、現場サイドでですね、直接行政それから各支援されている事業者それから社協等も含めてですねこういった場所の実態の情報連携ですとか課題そういったものを把握しておりますので、全くそういった情報がないかということではないんですけども、やはり一つの意見としてね、今回こういったご意見頂きましたのでこれについてはぜひ次の計画の策定の際には取り入れていきたいなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい。その点はぜひ実行していただきたいと思います。次、介護報酬の改定についてに移ります。2024年度から3年間の介護報酬の改定内容ってのが決まりました。介護現場これの深刻な人手不足に対応するために、昨日介護報酬が下がるというようなちょっと文言が飛びましたけども現実にはですね職員の賃金底上げ、つまり介護報酬は上がるんですね。ただし2%、2.5%、大体平均6,000円ぐらい、今世間例えば連合が今年の春闘5.5%、6%のベースアップですね。これを満額回答だとか非常に景気のいい話をしてい

る中で介護の関係これは上がったにしても、どんどん格差が広がってきているという現状があるわけですね。当然、介護報酬が上がるということは事業者の報酬が増えるイコール利用者の自己負担や保険料も上がる、けどもそういう世間と乖離が続くと職員退職が、離職

が続くとサービス提供体制が危なくなってくるとこういう背反するところがあるんですけども、この中で訪問サービス介護報酬改定上がりますと僕言い切りましたけどもその中で、訪問介護サービスこれだけは引下げなんですよね。施設系のサービスの基本報酬が軒並み上がっております。この中で訪問介護サービスはこれ引下げなんですよね。この訪問介護サービスが引き下げるとことは町内のこういう事業を行っている事業者への影響っていうのはどの程度あると考えてますか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。ただ事業所の収益が実際下がるということは現実的に起こります。で一方そこで働いていらっしゃるその居宅系の賃金は上がるということですので、一長一短ありますけれども、ただ事業にやっぱり何ていうんですかね、事業を継続のところに影響が出てくるかなと。これまで報酬が決まった金額があったところが下がるわけですから、当然そこの事業所への影響というのが出てくる可能性があります。ただこれは国のほうの考え方ですけど、今までが高かったんだということが理由にあるわけですね。そこについて私たちがどうこう言えるところではないんですけどただ実情とすると事業所さんはそれで今まで報酬を受け取っていますので、そこを見直しが今後どうしても出てくるということがあります。それに関連してどうしても利用者さん事業所に影響が及ぼすということはそれを、その事業所を使ってるやはり利用者さんにも最終的にはサービスが行き届かなくなってしまうという可能性もはらんでいるというふうに私たちは考えております。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時20分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の訪問介護サービスの続きなんですけども、今私がちょっと聞くにですね町内で訪問介護サービスを使えない地区があるというふうに聞いてます。それから同僚議員からもですね、今回の報酬が下がるということを含めてもう事業をやめるあるいはやめたという事業所もどうもあるというふうに聞いています。そうなりますとですね、今そも

そもヘルパーってのは絶滅危惧種っていいですかね。60代70代の方がとにかく若い人が入らないからその人たちが担っていると。こういうことでヘルパーさん達の報酬上がるにしても、事業所そのものがやっていけないという話になりつつある。そうなりますとね今いろんなところで、要は生活援助の面についてはいろんな町が取組を今してくれています。ただヘルパーさんがいないと身体介護これの面が不足してくるわけですよね。それについてどう考えてますか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。人材を幾ら求めてもこれが増えていかないという実情がございます。そうすると逆にその人材を生かすためにほかでできることはないかということをしている模索するわけですね。そういった中で先ほど申した西伊豆町松崎町の連携ネットワーク会議等でやはり同じように議題として取り組んでおりますので、やはりこういったところを中心に相互に連携をしていかに効率化していくか、そういったところを課題として今後解決する方向に向けて動きたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） それはそれでやってほしいというところと、もう一つ訪問型サービスAっていうのがあると思うんです。先ほど言いましたようにヘルパーでなければね、身体介護まではいかないんですけども例えばこれ伊東市はですね平成18年度からもう10回ぐらい開催してるんですけども、訪問介護型サービスへ着替えや入浴などの身体的介護を除く掃除だとかベッドメイクだとか薬の受け取りだとかこういう生活援助ができる人材、これを講習をして資格を取ってもらうということで平成18年から10回やって今現在179人、そういう訪問型サービスAができる人がいるというふうに、これは新聞記事に載ってました。西伊豆町はこういう取組はなさらないのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 細かい詳細につきましては後ほど担当の課長のほうから答えていただきますけども、うちのほうとしてもですねそのA型についてはシルバーさんなどをお願いをして何とかいっしょの方でできることはないのかという取組はしております。ただシルバーさんから来ているご意見としては、やはりもし仮にお宅に行ったときに、何かがなくなったときに、シルバーさんの方が来たときだよなとかっていうことを言われると困るというようなこともありまして、なかなかそういった仕事についてはシルバーとしても何でもやりま

すよということではできないというようなご意見を賜ってるということは私の耳に入っております。そのほかについては課長のほうから答弁させます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 西伊豆町はですね、代行ということではないんですけど今生活応援クラブというのがですね、大沢里地区で昨年度から動いておりますけれども、そういったこれにかわるではないんですけども、西伊豆町に合った地域に合ったサービスというのが今動き出しております。で、今回新たにですねこの介護保険計画を策定するに当たりましてそういったサービスAの検討もするというところで考えておりまして、一応計画の中にもですねこの生活応援クラブをですね、今後そのサービスAで適用できないかということを検討するというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 次に移ります。介護人材の確保についてって言うところなんですけどもね、いろいろいろんなことを言えば盛りだくさんあるんですけども要は先ほど受皿について、町主導の受皿っていうことで回答頂きました。そういうこともそうなんですけども私が本来求めたのはですね例えば、こういう移住定住して介護だとか福祉あるいは昨日浅賀議員からもありました。それから以前仲田さんからもありました。観光だとか教育だとかいろんな面で西伊豆町ってのやっぱり人材が不足してる。ですから移住定住これの策をしてるわけですよね。その中で、私は1番肝心なのはやっぱり住宅対策だと思うんです。それについてはですね、例えばもうこれなくなっちゃいましたけども、若者の転入世帯等停止世帯西伊豆町若者転入世帯等定住促進補助金、これ40歳未満でしたかね、夫婦の方1世帯当たり1万円、24か月というような制度これは去年の3月で多分2、3、4年度で終わったのかな。それから例えばね、もう1番いい例として西伊豆町の職員これ今入所して3年間ここに縁のない町外からやっぱり職員として来てる方ですよね。これ3年間6万円までのね、住宅補償してるじゃないですか。西伊豆町自分の身内といいますか、身元のことやってるんですよね。やっぱり本当に移住定住を図るということであれば積極的に、特にこの住宅そしてそれに加えて今子育て支援、これはもう西伊豆町、他の町に本当に先駆けて非常にいい取組をやってます。ただこれが我々も去年ですか、広報の委員会の後にですねNPO法人のふるさと回帰支援センターですか、有楽町のね。ここ行ってきました。非常に熱心に静岡県あるいは西伊豆町担当の方対応してくれたんですけども、まだまだその方たちがですね、西伊豆町がやってる子育て支援、それから住宅支援を含めてですね、十分に承知してない。そしてこれがなか

なか表に出てないということなんですよね。ですから子育て支援を含めて、そして何よりも大事なこの住宅支援これについてこの先何か施策はありませんか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういった西伊豆町が支援する内容を都内などから移住を希望している方にお知らせするツールとしては、せんだって仲田議員の質問にお答えしているかと思えますけれども地域プロジェクトマネジャーを雇いまして、そういった方に移住相談などの窓口になるように今予算をつけて人を雇っております。なかなか私たちがそういったものをPRするのは下手だということは認識をしておりますので、そのプロジェクトマネジャーに回帰センターであったり、いろいろなそういったところと横のつながりを使ってですね、西伊豆町の情報を提供するように促していきたいというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 時間が余りありませんのでね、議論はこのぐらいにしておきますけどあといろいろ先ほど答弁のありました、社会福祉法人等ネットワーク事業、西伊豆町社会福祉協議会松崎と合同でやってると。こういうことで少なくともちょっと数は少ないんですけども、過去の取組によって2名の方が西伊豆町に移住にきてるともうこれをやっぱりこつこつと諦めずにですね、1度や2度成果が出ないからといってじゃなくて、やっぱり継続してとにかく介護人材、今回の質問が介護人材ですからそういう方が移住定住してくれるようにやっぱりいろんな施策をしてもらいたいと思います。昨日の町長の施政方針にあったとおりだと思うんですよ。やっぱりそれは我々高齢者の人にとってはですね、やっぱりある意味では死活問題って当たり前の話ですけど、そういうことですので、ぜひ積極的にこういう人材の確保をしていただきたいということを申し添えて1番については質問を終わりたいと思います。それでは残土処理場についての質問に入りたいと思います。鷹ノ巣残土処理場についてでございます。先ほど答弁がありましたこの中で、まず倉見合同会社への舗装補償の算出根拠これ当初、令和4年の補正予算第6号によりますとね、いろいろ説明ありまして予算4,000万円ということでした。その後令和4年度予算の4,000万円が3,200万円で交渉中で顧問弁護士は、これで適正だとそういう判断をしているとこういう回答を頂きました。ところが今回ですね、先ほど町長の答弁にもありましたけども補正予算第10号今定例会にかかっていますね。この中で1,093万4,000円これ格段に下がってるわけですよ。この理由は何ですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 当時の予算を要求したときにはですね、その当時の設計単価で全体数量等を算出したざっくりとした予算で計上をさせていただきたいとその交渉もしていたわけですが、今回の正式に精算するに当たって各年度で行った仕事量をその年度の設計単価で積算をし直したとまず、町のほうから指示を出した、今後修繕してくれというものもそれに含めてですね、歳出のほうは計算をしております。それから歳入のほうは、処理料2,000円で受入れた分と保護指導料として2,400円で受入れた部分というのがあるわけですが、それを個別に再計算し直してですね、収入のほうを計算しています。最後に実際かかった運営費の部分ですね。パトロール経費であったり実際の会社の運営費という部分を、算出をしております。そこも実際の数量というのは聞き取りをして業者さんから出てきた見積りに対しですね、うちのほうで精査をして算出しております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） だからこの件はね、私も最初からずっと言ってるじゃないですか。4,000万円ってどういう根拠なんだとね、そしてこれまでかかった経費から収入を差し引く。そして管理費これがいくらかかってんだとその差額じゃないかと。そしてこれからやるだろう遺失利益ですね。これを加えてこれが保証料だよという話をしてくてるじゃないですか。ようやく細かい数字聞きませんがそれを精査したら4,000万円の予定が2,000、約100万円になったと。こんなんお笑い話ですよ。そう思いませんか。これはいいです。こんだけ安くなるってことであればですね、それはそれで関係することですんでそれはそれで構いません。あとですね改良工事費の見込み、2,750万ですか、これでこれは令和5年の補正予算第5号で取ってます。それを今、後期工期が遅れてるってことで、3月ですね、補正予算これで繰越し明許1,700万、先ほどの話ですと2月末で受入れが終了して3月ですか、3月末まで工事をやって3月末で令和5年5月末で完全に終了しますということなんですよね。これの工事の内容は先ほど説明がありましたんでいいです。最終的な植栽を含めた工事ということでこれはいいんですけどもここでですね一つ私の気づかなかったところでちょっと一色の方から、ちょっとこれについて聞いてくれということがありました。それはですね今年の2月8日付けで鷹ノ巣残土処理場の終了期間延長と終了確認立会いについてお願いという文章が行きました。で、一色区にですね、どういう説明を今までいつどういう説明をしてきたかってのは私、詳細は把握しておりませんが少なくとも一色区は令和5年12月をもって完了するというような説明、あるいはそれが流れていたと思うんですけども、これが3月末までに完了しない見込みになったと。全ての工事が5月31日まで延長させてもらいたいと。そ

して、完了後の6月にこれ現地立会いして確認をお願いしたいという文書ですね。僕は  
この延びた理由それからどういうふうに改良工事をするんだという説明は、これは基本的  
には我々全協では説明受けました。これと同じ説明を少なくとも協定を結んでいるです  
ね、この一色区には説明するべきじゃないかと思うんですけども、こういう説明はされ  
たんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 後段については課長のほうから答弁させます。前段のほう  
が4,000万が1,000万っていうのはですねその誤差が同じものをはかってということ  
であれば、ちょっと見積りが甘いんじゃないかというご指摘を受けるかというふう  
に思うんですけども、4,000万で見積りをとったときから今回までの間に道が入  
っておりますので、入ってる量が違います。ですので、損益分岐点のクロスする  
ところに近づいておりますので、金額が下がったということも1面ございま  
すので、見積りが甘過ぎて3,000万の誤差が出たという単にそれだけの計算  
ではないということだけのご理解を頂ければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。区の説明という部分ですけども令和5  
年の5月ですかね、一色区の区長と町内会長さんに現地を見ていただいて、その  
ときにあった補修指示ですね。ここをこういうふうに直してくれっていう部分  
の確認をさせていただいております。その後そのときにも最終的に場外のところ  
もちょっと直してくれとかね、そういうお話があって、その部分についてはや  
りますということでその場所で話をしております。その当時から現在に至るま  
で、特に変更点はございません。で、工期が延びた部分については一色区長  
さんに相談をして対外的な理由でですね、ここどうしても工事を延ばさざるを  
得ないということを説明をしてそれを文書で各町内会長さんに連絡してもらいた  
いということでご理解を頂いたためにこの文書を外しております。仮に残土  
処理場が予定よりも多めに土を入れたから危険が増える。いうな場合でしたら  
まず地区の方を集めて説明会が必要だと思うんですけども、今回当初よりも、  
入れる量少なくて安全側にしたよという部分なんでそこをあえて全員集めて  
説明会をするという部分については必要ないではないかというふうに考えて  
おります。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） ということは、少なくとも例えば一色の区長さんなり町  
内会長さんなり、この方々には最終図面はこうなりますよという説明をして  
るということですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほど町長が答弁したように2月末まで土を運んでおりました。なのでうちのほうで最終の仕上げの工事っていうのを発注してるわけですけども、それと若干絵が変わってくると思います。今入れた土を成形をした後にですね、最終の最上段の形状というのは多少変わってくると思いますので、その辺の設計ができてからでないといちょっと図面はできないという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） あのねこれが当たり前なんですよ。そうすると多少変わるけどもいいだろうとね、最後の仕上がった状態を見てもらえばいいだろうとこれ考え甘いですよ。これでは納得しない。やっぱり最終形が確定して図面上確定した時点で皆さんが納得してもらえような、工事になるのかならないのか。まだその時点で不足があるのか、あればそれを聞いて、そして工事が終わって最終的に皆さんの要望も入れて、6月完成した後にこういうふうになってます。皆さんいかがですかと皆さんの要望もここに入ってますよと。これやるのがねやっぱり丁寧な行政の進め方だと思うんですよ。これぜひどれだけの人数を集めるかってのはちょっと分かりませんが、一色の方の中でねどれだけ鷹ノ巣残土処理場に興味を持ってると言うんですか、関心を持ってるか私は分かりません。分かりませんが少なくともそういう要望があるのであれば、今最終形ってのはもうこう考えてますとこれについて何か要望あるのかないのか、最終形つくっちゃってからではまた皆増でしょ。だから最終形、本当の最終作る前に今最終形はこうなんですと、これについて何か要望ありませんかと、それを例えば取り入れるなりあるいはこれは取り入れる必要ないなりこれを吟味して最終仕上げをしたらどうでしょうか。その提案ってのは飲めない提案ですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 最終図面ができたなら協議をしてということはそれは可能だと思います。ただ時期的にですねそうそういう状況になりますとやっぱり一月二月ちょっとおしまいが終わってしまうのかなと。上の請求をしてからでない最終図面ができませんので、繰り返しになりますけど今その部分の土を動かして整地をしているという状況でございますので現時点では最終形こうなりますっていうのほうはちょっとまだできないです。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 聞いてると本当にいいかげんな仕事ですよ。そんな仕事って世間ではないですよ。出来上がってみないとわかんないと、出来上がってみないと最終図面書けないと、普通は最終図面こうします、出来上がったときにこうする予定だったけどここ1メー

ター上がってますとか、ここ1メートル左寄ってますとかこうやって最終図面を仕上げでそれで完了なんです。世間の常識は、常識外れてますよ。だから最終的にこうしたい、今の図面出して要望を聞いてくださいよ。やるやらないわね、判断任せます。私はそういう要望をしておきます。時間がないんでもう次行きたいんでそれやります。私の要望、鷹ノ巣残土処分場に、処理場についての私の要望です。先週見に行ってきました。先ほど答弁あったように1番上の段ここは集水桝2箇所、左岸右岸がありました。ところが下のほうはまだ改良されてないオーバーフローするときには板が挟んであるとか全く改良できてない状況。これをこれからどういうふうに改良するかですけども、確実にやっぱり地域の皆さんあるいは私が見に行ったときにこれならば水飲めるよねっていう格好にぜひ改良してもらいたい。それともう一つ山腹排水路で言えば処理場の外側ですね。つまり山腹排水路に入ってくる法面、これの仕上げが非常に甘い。つまり凸凹あの土砂の流出がありそう現に今ある、そして邪魔をするような木もある。そして右岸側の右岸側はその右側が何年か前ですかね、森林整備をやって道を付けてある。そうするとその処分場との間恐らく2メートルとか3メートルぐらいの、何ていうんですかね、地山があってそこにスギ・ヒノキ、スギですね、これが立ってる。これ必ず風倒木になりますよあの状態。あれが風倒木になれば影響を受けるのは処理場ですよ。ですからそういうね、細かいところの仕上げこれに対する関心がどうも薄い。ですから山腹排水路にきちっと水が入ってくるような法面の仕上げをしてもらいたいと思うんですけどいかがですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 場外ののり面については町長が壇上で答弁したとおりです。以前に間伐をした場所との仮設道との間の部分については、ちょうど賀茂農林に間伐の相談をしなきゃならないのでちょっとすぐにはできるとは回答できませんけども風倒木については現在ですね、風倒木なってる部分については最後、最終仕上げで処分をしたいということでそういう話で今検討を進めているところです。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 本当法面の仕上げって肝心ですよ。場内は非常に多分恐らくきれいに何ていうんですかね、整地というか成形してそしてこれから植、かなりの部分植層してあるんですけども、でも場外、山腹排水路に入ってくる場外の法面の処理ってのはほとんどしてませんよ。これは山腹排水路の基礎を洗う可能性があるんですよ。だから必ずこれはきちっとどういうやり方かこれはプロに任せてやってください、現に今課長が言ったように風倒木

になってますよね。1本2本これ必ずあそこに条件が一緒ですからこれ風倒木になってきます。思い切ってきたらどうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど壇上で答弁させていただいたんですけども、最終的な引上げというものについてはこれから工事が入るということで、契約金額についても予算を計上させていただいてるかというふうに思います。ただ高橋議員が今おっしゃったような対策がですね、この契約の中に入っていない場合は増額契約をしてでもですねやったほうが安全だということが見込めるのであれば、議会のほうにまた予算の追加上程をお願いしながら対応できるものについては対応させるように指示をさせていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） はい。大変いい答弁頂きました、本当そうだと思います。僕は今言ったようなことをほぼやっただけならば多分一色の地元の方もですね、納得していただけると私はそう思いますんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。次の月原残土処理場に移りたいと思います。非常に順調にいき始めてる、そしてなぜかっていうと国地方公共団体が行う盛土等は適用除外これは静岡県の盛土条例の規制に関する条例これも同様なんですよね。逆に言うとそれだけ責任が重いってことだけは、確認、確認というか肝に銘じておいてもらいたいと思います。許認可が要らない西伊豆町がやってる、そうすると住民の見る目ってのは相当、特に同じような事業をやってる土木業者とかそういう搬入業者ですね、これ見る目は相当きつと思いますよ、それだけは肝に銘じていたほうがいいと。ただ仕事自体は、そういう業者に入札かけるってことですからね、どういう状況になるかちょっと分かりませんが、ただ順調にいったってことで非常に喜ばしい状況じゃないかと思います。あと水質あるいは土壌の管理ですね。これも一般の事業者許可は許認可を受けてやる事業者に対してのこれ規制なんですけども、これも同等にやるということなんで、ぜひこの辺はしっかりとやっていただきたいと思います。最後にですね一つだけ、これはどういうふうにとるか分かりませんが昨日の中であそこの土地ってのはかなり、最終的には広い1万平米かそれに近い状況の土地ができると思うんですよね。平地ができる。そうしますとね、今回能登半島の地震を受けてですね、やっぱり災害が発生した後の避難所だとかそういうものを建設できるようなやっぱり構造にしておいてもらいたい。当初の説明ですと、ほかの林業業者のだとかそういう利用をも考えられますとか言ってますけども、いざとなればなかなか安全なところに適当な平地がないということからすれば良い候補地になる可能性があるんで

すよね。とすればですねこれは締固め、当然建設課長よく知ってますけども、上に構造物が建つ場合には30センチ以内ですかねこれぎゅうっと締め締固めをして積んでいくんですよ。こういうルールがあります。そこまで厳格ではないにしても、それにほぼ近いようなルールでやっぱりきちっと締固めをしてですね、少なくとも平地ができればその上に1階建ての仮設の住宅であれば十分に建設課の安全性が担保される、そういう仕上げをしてもらいたいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 最終的には町としてもですね、平らな土地がないということは十分承知しておりますので、そういった形をとりたいというふうに思っております。また今伊豆縦貫道の発生残土についても各市町さんで何とか受入れて工事を進めたいという気持ちもございまして、そういった土も含めてですね、可能であれば災害時のそういった場所の確保についてもやりたいというふうには思うんですが、かたやそこは大体が山の麓ということで、当然土砂災害警戒区域ということになるかというふうに思いますので、あちらを立てればこちらが立たずということも当然生まれてくるんだらうというふうには思います。ただ、町内に平らな土地がないということだけは事実でございまして、その土地の確保については町としては何とかしていきたいというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今までは土砂災害警戒区域ではなかったけども課長いわく、今度されましたよというようなそういう状況なんですよ。ですから従来からもう相当危ないとこだよっていう認識、下が田畑でしたからね。そういう評価だったかも分かりませんが、ぜひそういう方向で進めていただきたいというふうに思います。残土処分場については非常に良い回答もらいました。今回の一般質問の最後まとめをしたいと思うんですけども特に高齢者福祉介護についてのまとめなんですけども、今回はですねサービスの現状など具体的な質問まで踏み込みませんでした。これはいろんな計画がどのように策定されているかっていうのを調べる過程で出てきた様々な問題についての問題課題これについて質問して、そういうことを知ることができたわけです。何回も言いますが介護人材の確保、これは町民の福祉、福祉とはやっぱり町民幸せな生活幸福な生活ということだと思っんですよね。そのためにはやっぱり人材確保するのは非常に重要な課題であり、町の担当部署それから社協、それから介護事業者に任せるだけでなく、我々ももう少し関心を持ってこういう問題課題これ

に取組たいということをご希望の場合は、改めてご質問ください。以上で私の一般質問を終わります。  
ありがとうございます。

○議長（堤 豊君）

6番、高橋敬治君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

---

◇ 3番 仲田慶枝君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告5番、仲田慶枝君。

3番、仲田慶枝君。

〔3番 仲田慶枝君登壇〕

○3番（仲田慶枝君） では、議長のお許しを得ましたので、3番仲田慶枝一般質問させていただきます。

私は今回の質問は大きく一つでございます。

1、防災減災対策について。2024年元旦に発生した能登半島地震は、最大震度7を記録し広範囲に甚大な被害をもたらしました。多くの家が倒壊し多くの方が亡くなり、そして発災から2か月以上が経った今もなお多くの住民は避難所生活を強いられています。同じ半島であり形も似ている伊豆半島に住む私たちにとってはとても他人事ではなく、正月から恐怖と悲しみをもってなすすべもなく見ていました。50年前から地震が起きると騒がれ大規模地震対策特別措置法では、地震防災対策強化地域にも指定されている静岡県伊豆半島です。21世紀に入ってからは東日本大震災、熊本地震など各地における数多くの地震を目の当たりにしてきました。安政東海地震から170年が経過した今私たちは備えなくてはなりません。改めて、当町の防災減災対策について伺います。

（1）住宅耐震化について。能登半島地震では、建物が倒壊し逃げられなかった家から出ることでさえできれば助かった命が多くあります。①令和4年度にははがきによる告知を行った結果、プロジェクトTOKAI-0における耐震診断を受ける件数が伸びたという報告が

ありました。その後の耐震補強は進んでいますか。②家具等の転倒防止に補助金を出していますが利用の実績は増えていますか。

(2) 災害応急対策について。①地震津波災害に対応した指定避難所などについて伺います。仁科の浜、沢田、築地正円地区の指定避難所は複数の堂ヶ島のホテルのみです。また安良里地区の指定避難所は広さが足りません。福祉避難所も1施設は津波浸水想定区域内にあります。これら指定避難所などの設定における脆弱性についてはどのように考えていますか。②応急仮設住宅について伺います。過去の定例会において浅賀議員が質問されましたが、建設用地や資材の確保など検討はその後進んでいますか。③給水計画について伺います。ライフラインの中でも水道の復旧に最も時間がかかると言われていますが、やはり連日の地震報道の中では水が出ない水が欲しいという声が多く聞かれます。生活には欠かせない水について、当町の水道事業における災害対策を伺います。配水地や管路の耐震化はどの程度できていますか。発災後、停電した場合の対策はありますか。④孤立化対策について伺います。能登半島地震では、道路の寸断により多くの孤立集落が発生しました。大動脈である国道249号線では、トンネル崩落や土砂崩れなどにより25区間で通行止めが発生しました。国交省と石川県では内陸部の幹線道路を復旧させて、249号に通じる道路の確保いわゆるくしの歯状の緊急復旧を進めています。当町においても集落の孤立が予想されます。町内支援のみならず、域外からの支援をいち早く受け復旧復興につなげたいものです。道路網の寸断が懸念されますが、孤立対策はどういうものですか。

(3) 防災知識の普及、防災訓練について。①防災意識の普及について伺います。私たちの住んでいるところにはどんな危険が潜んでいるのか住民は正しく知って正しく備えるべきです。学校教育、社会教育を通じて防災意識の普及高揚を図るべきと考えますが、その取組について伺います。どのようなことをやっていますか、またやる計画ですか。②防災訓練について伺います。町では総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練を実施しています。小学校中学校高校との共同訓練はやりませんか。訓練内容は、迅速な避難行動や災害応急対策の遂行及びその理解を図るためのものになっていますか。

以上、壇上での質問を終了いたします。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは仲田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

防災減災対策についての（１）住宅耐震化についての①令和４年度にはがきによる告知を行った結果どのように進んでいるかということでございます。令和５年度の耐震診断は15件を見込んでおり、例年と比べますと件数が増加しております。耐震補強につきましては、過去に耐震診断を受けた方に対して個別訪問を行い、耐震補強を促す内容のはがきを送付しております。補強を希望すると答えた方には順次案内の連絡を行っておりますが、大幅には増加していない状況でございます。次に②の家具等の転落防止に補助金を出していますが、利用実績はというご質問です。この補助制度につきましては平成23年度に創設し1年2年は利用者がございましたが、その後は利用者がございませんでした。施政方針でも申し上げましたが、シルバーさんや工務店さんのほか介護などでご自宅を訪れるであろう介護関係の方たちも巻き込み、少なくとも寝室の家具固定が浸透するよう事業を行っていきたいと思っております。

次に（２）の災害応急対策についての①指定避難所などの設定における脆弱性についてはどのように考えるかというご質問です。避難所の脆弱性についても認識をしておりますが、公共施設に関しては他の議員にもお答えしたように国から人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視野を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要と言われておりますので公共施設の面積としては減らすことはできても増やすことはできません。また新たにつくる際は、スクラップアンドビルドの考えにのっとり不要となった施設は壊さなければなりません。しかし現状を考えると、浸水区域や浸水深から免れた公共施設が必要なため平時は学校として利用し、有事は避難所として使える施設の整備をしたかったわけですが諸事情により整備ができない状況でございます。ただ町の基幹産業が幸いにも観光産業のため、災害時には安全を確認した上で旅館ホテルを活用させていただくよう6施設と協定を結んでおります。この協定も、旅館ホテルがいつまでも経営しているということが前提であります。避難所確保としてできる対策については行わせていただいております。福祉避難所も状況は把握しておりますが、浸水区域にあるということは事実であり、これを解消するためには浸水想定区域外から外れた場所に建て直さなければ根本的な解決にはなりません。ただそこには当然費用がかかりますし、日常を考えると町中から離れていくということも考えなければなりません。当然こちら学校と同じように、津波のみならず土砂災害をどうするかという壁にもぶつかりますし農地も利用できないとなれば町内に福祉避難所は準

備できないというロジックにはまってしまうのではなかろうかというふうに思います。次に②の応急仮設住宅について、建設用地や資材の確保などの検討は進んでいるのかというご質問です。応急仮設住宅の供与につきましては、災害救助法に基づき県知事が実施することになっております。建設用地につきましては、引き続き津波浸水想定区域外で建設可能な用地がないか検討しておりますが、現状としては平らな土地の少ない西伊豆町にとっては最大の課題であると思います。次に③の給水計画につきましては、耐震化については堤議員にお答えしたとおりでございます。停電した場合の対策ですが、各地区の水源に1台、また大沢里地区は3地区で1台共用の自家発電機を配備しておりますのでこれにより水中ポンプを稼働させ水をくみ上げます。宮ヶ原地区は伏流水の緩速ろ過方式なので、水中ポンプはありませんが滅菌器を使用しておりますので、停電すると自動で備付けのバッテリーに切り替わり滅菌器が作動するようになっております。次に④の孤立地域対策についてでございますが当町におきましては、孤立予想集落として野畑、一色、白川、祢宜の畑、宮ヶ原、大城の6地区が想定されております。孤立対策の一つ目として情報伝達対策ですが、現在IP無線を主な地区に配備をしております。二つ目として、救助活動や資機材の輸送などを行う場所の選定として、ヘリコプターの離着陸スペース等の調査を行っております。また令和5年度は協定を結んでいる民間ヘリコプター会社と連携し、医師や薬品の輸送訓練を行いました。三つ目として、孤立の長期化に備え食料や資機材などの備蓄をしなければならぬため、自主防災会に対し補助金を交付しております。今後も静岡県自衛隊、警察署、消防署、海上保安庁などの防災関係団体と連携し改めて現地調査を行い、孤立予想集落の課題を把握し、引き続き事前対策を図っていきたいと考えております。

次に(3)の防災知識の普及、防災訓練についての①防災意識の普及につきましては、学校教育において現在のところ静岡県の賀茂地域局が実施している防災出前講座の中で、認定こども園や小中学校の児童生徒の防災意識の高揚を図っております。その中では講義による座学のみならず、より身近な状況を取り入れた中でHAG等の手法を取り入れた教育もあわせて実施しているところでございます。また町としては社会教育として地区で開催されている高齢者サロン等において、防災課から職員を派遣し防災教育を講義するとともに、地域の皆さんの防災意識の向上を図っているところでございます。これらを踏まえ町全体としてマイトimelineの作成については、県が推奨する私の避難計画の作成が根づいていけばと考えているところでございます。そのため令和6年度につきましては、各地区などを含め防災知識の普及を通じて意識の高揚を図っていくよう取り組んでいきたいと考えております。次

に②の防災訓練についてでございますが、町内の各小学校との共同訓練ですが、毎年月に1回IP無線による通信訓練を実施しております。引き続きこの訓練については実施したいと思います。訓練内容といたしましては、令和5年3月に行った津波避難訓練では地震発生時間を事前に告知しないで避難訓練を行ったことで、迅速な避難行動や災害応急対策の遂行に役立っていると考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。私は2021年に議員になってから数えてみましたらずっと防災に関する質問を8回、私やってまいりました。そもそも私は、西伊豆町民は災害では死なせないという生き残ろう、そして地域のために立ち上がろうという災害ボランティアコーディネーター連絡会のキャッチフレーズですが、その活動をずっと続けています。今回の一般質問で恐らく防災の質問が集中するであろうと、重複するであろうということは十分承知しておりましたが、やはり私としては外すわけにはいかないということでいろいろ多岐にわたって伺った次第でございます。当町からですね、発災直後2名の職員さんが、縣市町村派遣第1弾で穴水町に支援に行ってくれました。先日私ども賀茂地区の災害ボランティアコーディネーターの研修会でお呼びしてお話していただいたんです。もうみんなで本当に感動したといいますか。寒い中でのね、支援活動は本当に困難を極めたというお話を伺いました。被災地の状況も伺うことができました。本当にありがとうございました。この場で本当に心よりお礼を申し上げます。さてまずは家が壊れないというお話から伺いました。昭和55年以前に建てられた住宅における輪島市でのね、耐震補強はあの時点で45.2%珠洲市では51%だったというのが私は検索できました。1月31日時点のですね、亡くなった方の死因ですが圧死が92名、窒息・凍死49名・32名、外傷性ショック28名っていう恐らくやはり建物によるっていうことが今回の場合は半分以上亡くなってるんですね。石川県の統計でも128人の方を特定した段階で、家屋が倒壊して亡くなった方が111人だったという記録もございます。静岡県はですね、県のホームページによりますと平成30年の時点で耐震化率が89.3%となっています。当町では住宅のみにいたしますと令和元年で耐震化率69.3%です。県の達成率から比べますと当町の耐震化は進んでいません。ということで私は今回伺いましたけれど先ほどのご答弁で、調査はしましたけれど耐震補強になかなか踏み出す方が少ないというお話でございました。元のところの報道にもございましたけど、やはり高齢化によってもう今さら耐震補強という躊躇している、金額の問題もございますけれど、躊躇している

方が多いということを知りました。より一層の働きかけがやはり必要だと思って今回痛感いたしましたけれど、そういうことはなさるご予定はないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。町長答弁したように働きかけはですね、個別訪問であったりダイレクトメールの送付ということで十分行っていると考えはするんですけども、やはり進まない要因としてはお金がかかるから躊躇しているという事が大きいのではないかなと。やるやらないというのは個人の判断で町が強制することはできないというものになります。で、お金を考えるのであればですね建物全体ではなく、命を守るための耐震シェルターみたいな部分、部分的改修を進めるということが本当は現実的かと思います。しかし耐震シェルターをつくったとしても建物の倒壊を防ぐ耐震改修事業の当課でやっている事業には当てはまらないということになりますので、倒壊事業の担当としては進めにくいなという部分がございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうですよね、耐震補強の補助が上限で100万円ですものね。国が50万県が30万、町が20万ということで100万円ですと、普通の一軒家ですとなかなかこの100万円で補強というのはなかなかやりがたいということなんだと思いますけれど、今おっしゃったシェルターの話ですよね。シェルターは、私も調べたんですけど静岡市がやっていて、あと東大阪やってるんですが耐震補強っていうよりもその家の中に崩れないようなものを入れるっていうような感覚ですかね。私防音室っての買っていたことがあるんですけど、そんなような感覚なのだと思います。これ比較的金額にばらつきがあるのですが、静岡市がこの補助がですね上限が12万5,000円なんですよね。12万5,000円ですと絶対圧倒的に足りない。もしこれを考えていただくとしたらここも補助を頂きたいところです。T O K A I - 0のところには入らないって今課長おっしゃいましたけれど、町独自としてこんなこともあるということで提案して少しく耐震補強ですね、せめて居間と寝室にだけでも補強をするというような提案をすることはできないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません、私のほうから耐震シェルターの関係の答弁をさせていただきます。まず命を守る耐震シェルターということではですね、県のほうが推奨している事業です。それとあわせて家具の転倒防止等の関係も県は進めているということです。町としましては県の施策と並行してですね、またタンスなどの転倒防止のための設

置ですね、こちらの助成をまず引き続き考えていきたいということです。またそれとあわせて、先ほどお話がありました居間や寝室などの部分補強こちらについても今後検討していければと思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 転倒防止の金具の話は先ほど町長答弁してくださって、1年2年の間は少し申請があったけれども今あまりほとんどないということでしたけど今地震に関心が高い今ですね、再度告知して皆さんに知っていただいてこれそんなに高額なものではないのですが、これは補助をしているということでもう少し告知したらいいんじゃないかと思うんですけどそれは検討なさいませんか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。この件についてはですね、能登地震があったからどうこうというわけではなくて過去にいろんな議員の方からですね家具の固定をしたほうがいいというご提案を頂いておりましたので、今工務店さんに営業をかけてくださいというお願いをしております。ただそれでも全く進まないの今年度からは介護事業者さんにそういったものに営業でって言ったら変なんですけども、家具固定しませんかという呼びかけをですね、してくださいというお願いをしようかというふうに思っております。当然ものは多分買っていたくこととなりますけども、設置の費用については町が多分持つという形で今事業は進めているかというふうに思いますんで、積極的にそういったお年寄りや独居であったりとかですね、老夫婦の方たちと関わる方にそういった事業があるということを進めるようにですね、促しをしていきたいというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） この補助ですが、これにはTOUKAI-0と同様の期限があるんですけど。これには期限はありますか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 町の家具の転倒防止の補助につきましては、今後の利用状況にもよりますが現在のところは期限はございません。また県につきましてはアクションプログラム2023の事業項目に含まれておりますので、計画期間内であれば継続されると考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。まずは家から逃げられると外に出られるというところで伺っているのですが、一つ申し添えたいなっていうところがございます。耐震基準は昭和56年1881年に見直されてそしていわゆる新耐震基準になったわけですね。その後阪神淡路大震災が発生して、多くの被害が出たことで2000年に再度見直しがかかって新耐震基準とでもいいですかね新たな基準が設けられています。今回の能登半島地震では、1回目の地震では持ちこたえても、度重なる余震で住宅に疲労が蓄積強度が減退して余震で結局崩れてしまったという家も多くありました。2000年以前の耐震基準では不十分だったという声も聞かれています。しかしですね、これについて能登半島でも検証には膨大な時間がかかると思います。西伊豆町でもこれ検証して耐震補強を補助してあげましようみたいなことはなかなか言えないと思うのですが、全て調査するっていうのは現実的ではないと思われます。しかしですね、やはりこの2000年の改正以前に建てられた住宅にも何らかのアプローチできないんですかねって私は考えました。せめてその不安を抱いてる方々ですね2000年以前1882年から2000年までの間に建てられた住宅ここに住んでおいでの方もし不安を抱いてる方がおいでだったら提案なんですけど、せめて自己申告してきたら耐震診断をちょっと無料でして差し上げるとか、及び耐震補強への補助を町独自で検討していただくなんていうことは全く考えられないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。そういう事案があればですねご相談には応じたいと思います。それからちょっと感覚的に非常に対象は少ないだろうなというようなことがあります。まだローン払ってるようなそういう世代の方でね、例えばちょっとここだけ耐力壁とか筋交いが無いようなところがこう部分的な補修をしたいというようなそういう相談になってくるんじゃないかなと思うんですけど。それを耐震今やってるTOUKAI-0の事業みたいな形でやるのかそれともリフォーム補助みたいな形でやるのかっていうのは、議論は必要かと思うんですけども。それによって、補助制度を新たに創設するかっていうのは今後の検討課題かなというふうに思います。ただご相談は受けたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。実はね、この議会でも割と避難タワーとか避難施設の話は扱うこと多いのですがそもそも家から出られるということですねこれが前提なので、とにかく家から出てもらいたい、耐震補強は本当に重要だということが今回突きつけられたということでございます。では次は無事に逃げられたときの避難生活のお話のとこ

ろを伺いました。指定避難所については、今ですね今ある指定避難所は地震津波を想定した場合を考えますと今の設定は不十分としか言えないということですね。町長も十分ご承知だということは昨日今日のご答弁でよく分かりました。私も町長おっしゃったように文教施設の建設がなくなったときですね、西の浜、築地の住民の避難所は一体どうなんだと絶望したままで今日に至っております。堂ヶ島のホテルの話は申出てくださっておりますが、今回の能登半島の地震はよりにもよって元旦の出来事でございます。もしこれが伊豆半島で起きていたら、ホテルには多くの宿泊客がとまっています。私たち住民が避難できる空間が確保できるのでしょうか。このエリアの指定避難所についてですね、文教施設建設が消滅して以降何か検討はしてくださってるのでしょうか伺います。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 文教施設整備事業の中で、仁科地区の避難所合わせて複合施設ということで、検討してきたところでございます。その後検討したかっていうことですが今現在また文教施設等の検討をしているところで、また仁科地区での学校建設っていうところもまだ分からない状況であります。その辺りある程度めどが立ったところも併せてですね、その状況によってですねまた条件、建設等も変わってくるかと思っておりますのでそことあわせて検討はしていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。はい。この指定避難所のこととその次に伺った応急仮設住宅の話というのは、ちょっとどっちにしても、現時点での設定は精いっぱいだと、ふさわしい平らなところがないというところで、同様の話なのだと思うのでここでちょっとあわせて伺っていききたいと思うのですが、先ほど町長おっしゃいました県が決めていくんですねこの応急仮設住宅のところ。で、静岡県応急仮設住宅早期入居プラン推進要綱というのが出てまいりましたこれを策定し、市町に応急仮設住宅整備計画をつくることを求めています。当町ではこれはもう出来上がっているんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちらのほうは実際に、計画というよりこちらにつきまして静岡県の作成しましたですね様式がございます。こちらのほうにですねご報告ということ兼ねて、この計画が成り立っているということでこちらのほうは報告をしております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は台帳というのを見たのですがそのことでというふうに考えてよろしいですか。この台帳ですけど、ここに書かれているのは津波浸水想定区域内が大半ですよ。いかにも心もとないのですが、町長は町には安全な平地は少ないんだとね昨日からずっとおっしゃってるんですけど応急仮設住宅の概念にはこの建設型の応急住宅と賃貸型の応急住宅等があります。賃貸型というのはいわゆるみなし仮設ですかね、既存の公営住宅や民間の賃貸住宅を借り上げて活用するものです。この整備計画には、応急借り上げ住宅も記入するような様式になっておりました。確かにですね被災者の数住まいの迅速な確保、生活再建を円滑に進めるためには、まず民間の賃貸住宅の空き家を借りること公営住宅があればそれもよしということを検討してその上で建設型の応急住宅を検討することが効率的とも思われます。賃貸型の応急住宅については、うちの町では記載がありませんけれどもこの点については検討はされたのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 壇上でも申し上げましたが、応急仮設住宅の供与につきましては県知事が行う業務になってるといことがあります。また今委任された場合ってこともありましたので、その中で応急仮設住宅の供与については県から事務委任がされたときは建築型応急住宅の確保としては、プレハブ建築協会等の協力を得て建設するとあります。また借り上げ型応急住宅の確保としては、不動産関係団体の協力を得て借り上げに関する事務の業務を行うことになっております。自分にされたときにすぐ対応ができるよう県と情報交換を事前に行っていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうなんです。そうなんです。昨日もね町長は、大規模災害が起きたら行政は機能していないしなと考えるとそういうふうにしたらいいのかっていうのを十分に用意していただきたいと思うのです。応急仮設住宅についてうちの町の地域防災計画には、洪水、高潮土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくと書いてあります。これ地震津波は想定されてないんですねこの応急仮設住宅のところ。どうして想定した計画を立てなかったのかそこをちょっとあえて伺います。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 津波浸水想定区域以外にですね、仮設住宅の建設用地になりうる町有地がないということがありまして、担当が計画を立てるところでなかなか難しいというところで判断してですね、現在計画がないものと考えております。いろいろ数箇所ですね、候補地としては検討しているところでございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） それはまだ確定していないということですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい、まだ津波に対する台帳の整備というところでは確定はしておりません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 平地がないというのはもう昨日からね浅賀さんの浅賀議員の質問の中から、もう十分に酌み取れてもちろん生活している私たちは十分承知していることなのですが、そうになりましたら今何か新しくないですかね考え方として、二階建て以上の石層型の住宅を建てるであるとか、1番私は現実的なのはここはやっぱり広域避難、しっかり準備しておくことなのではないかと思うのですがその辺の準備はできているのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） まずは町ですね、広域避難先としましては直接協定を結んでいる実際4件、また広域が36件と合わせて40の自治体と災害時応援協定を結んで締結して対応しております。あと二階建ての仮設住宅などにつきましては資材をですね、町が確保、ストックしておくことは、資材の経年劣化などいろいろなことが考えられますので、現実的ではないと考えております。今後関係する企業さんと協定を結んでですね、あと有事に備えていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。もはやですね。適地がないであるとか、公共施設はこれ以上増やせないからといって目を背けている場合ではないということなんだと思います。広域避難ですね、ではどうやってそこに早くたどりつけるのか海から行くのか。道から行けるのかそんなことも十分シュミレーションしていただいてですね、準備を怠らないようにしていただきたい。先ほども申しました平時にできることこれは十分平時に準備できることだと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。次にですね、給水計画について伺ひました。先ほどの、お話ですね。そうですね、配水管、管路の耐震化の話は昨日堤和夫さんのところで

十分なさっておいでなのでこのところは私は割愛させていただきます。で、ただ先ほどです、何かちょっと大沢里のことを言うてくださったのですよ、ごめんなさいちょっとそのところもう一度お願いできますでしょうか。宮ヶ原地区は伏流水なんですね。ちょっとそのところのちょっと伺いたいと思います。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 町長が壇上で答弁しましたように宮ヶ原冠水というのは川の水使ってますので、水源はポンプの水を使わない電気を動かすのは滅菌器だけです。停電した場合は滅菌機が自動で備付けのバッテリーに切り替わって滅菌を普通に打つようにしております。ほかの3地区ですけれどもこれ令和元年のときに、大沢里地区の停電がありましてポンプが動かない状態があったんで、それを発電機を持ってかけようとしたんですけれども実際には電気業者さん、専門家がいないと、配電ができなくてケーブルも用意してもらったりしてなかなか動かすのに時間かかった、そういう経緯がありましたのでこの3地区に関しては、それぞれの専用の長さのケーブルをつくって用意しております。で、職員でも商用電源と今度発電機の電源に切り替えるのをスイッチとか簡単にできるような電気設備を改造しております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 発電機ほかのところの発電機は大丈夫なんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。先川浄水場中継場ポンプ場も自動で切り替えるようにはなっておりますが宇久須と安良里地区に関しては多分職員が行かないと動かないような状況にはなってたかと思います。ちょっとその辺はすいません、ちょっと確認をさせていただきますけれどもそういう状況ではあります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 停電時に発電機を使えるというのはとても有効なことですよ。で、今あるものは比較的古いさっき先ほどおっしゃった業者さんが来ないと動かないとか使えないとかいうようなお話。それはあれですよ、大沢里ですよ。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。大沢里地区のほうは以前はそういう業者さんが来ないとなかなか専門技術がないと動かせなかったのを職員が行っても動かせるように改造したとい

うことになります。ほかの先川中継、宇久須、安良里の発電機は少し古いような形になります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 発電機新しいものに変えていただきたいなって思うのは私だけでしょうか。変えていただきたいと思いののですが、水道事業においては事業計画が策定されていて、令和8年までの5年間の計画になってその中でそれに沿って事業を進めているというのは、私たちは教えていただいているのですがいつ災害が起きるか分からないという状況ですよ。今回のことはとても私たち怖い思いをしております。この5年間の計画の中でですけど、何かこう計画の見直しっていうのは少しできないんでしょうかね。と思うんですけどこういうよく見ると優先順位ちょっとつけ直していただいたほうがいいかなと思うようなところがあるのですがそれはできませんか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい、現計画では6年度の予算案でもう既に先川浄水場の改修は計上させていただいております。計画ではいわゆる配水地を取壊した後に第4水源から先川浄水場の導水管の布設替、耐震化それと発電機先川と中継の発電機の切替え、更新という形で計画をしておりますが、その順番を見直すっていうことは検討することはできますがそれぞれの現状今の状態とかを把握しながら資金等もちょっと考慮する必要があるかとは思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 昨日のですね、堤和夫議員へのご答弁で施設の耐震化に努めるとおっしゃったじゃないですか、管路の耐震化を進めるのは途方もないことなのでっていうふうにおっしゃってましたけどそれは具体的にはどんなことなんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 施設の耐震化ということですが主耐震診断の結果もともと構造が頑固なものは補強という形もあるんですけども、

○企業課長（村松圭吾君） 通常、補強ですともともとの躯体が古いんで耐用年数がやはり少なくなるということで耐用年数を比べますとやはり新設の新しい耐震化を施設の耐震化はあくまでも補強ではなくて新設っていう形で考えております。その中でもステンレス製が多分施工性とか耐蝕性とか維持管理費、維持管理の面からは今主流にはなっているかと思えます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。管路を耐震化するのは途方もない作業になるということと必ずしもそれを耐震化したところで万全かどうかという保証もないということでございました。それ昨日の話ですけれど今ですね、施設の耐震化の話をしていただきました。施設の耐震化を先に進めていただいて発電機をしっかりと点検しといていただいてということをやっている中で、今回ですね、断水というのはとても大きな問題で私たちこれはもう大きな問題だということを実感しているところなのですが地殻変動を受けたときにやはり管はとても心配ですよね。断熱するということが十分考えられます。いかに早く給水できるかというような備えを考えておいてほしいと思うのですが、それについて何か作戦というのはあるのでしょうか伺いたいと思います。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 作戦というような大それたものではないんですが、今回の半島地震によりまして当町でも同じような被害が想定されると考えたときに昨日もお話しさせていただきましたけれども、管の耐震化には数億単位、億単位の費用をかけても数十年かかるということでさっき今議員が申し上げましたように、耐震化しても地殻変動道路の被災被害状況によっては必ずしも耐震化した管が破損しないとは限らない、でそのあとに町内には復旧するための業者さんそれとか重機、資材は乏しくてどうしても外部からの応援に頼らざるを得ないということになりますので、こういう状況下の中でいかに住民の皆さんに少しでも水を供給できるかなっていうところを課内のほうでも検討しております。町内では一部地域を除き地下水を水源としています。ほぼほぼ水源とポンプ滅菌室は同敷地内にありまして、そこから水をくみ上げて配水地にあげて配水地で貯水した水を各家庭のほうに配るようなそういう構造になっておりますので、そういう中で敷地内でくみ上げて滅菌した水をその敷地内への付近もうすぐそこに給水口を設けまして、もうそこを完全に緊急の給水場所、給水地、給水場所として活用できないかということを考えております。もうそもそも今水源の水というのは水質検査しなきゃならないので、水源それを再生するにはポンプを動かして滅菌器を逆に止めてくみ上げた水を施設内にある蛇口一般家庭用の蛇口に水をとって検査を行っておりますので、その蛇口がもっと大きくなるようなイメージで利用業者さんとかコンサルのほうにもその案をちょっと相談したところ水圧とかポンプ圧の調整とかっていうところの問題はあるかもしれないけれども、十分できるものだねということの回答をもらっております。こうすることで水源ごとに給水場所もすぐ近くに設けられるんで給水車とかが道

路が寸断されて行けなくなっても、その地区その地区の水源からすぐに水が取れて水源の敷地ってというのはもう身近で、皆さんの身近な場所でアクセスも容易なところなのでいち早く給水できる体制をとられるということで今後これをもう少し具体化できないかなということ検討したいとは考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうしますと、もしそれはもし停電していたらそのポンプがくみ上げるのには発電機が必要ということになりますよね。発電機は大丈夫だったんですって。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。取りあえず発電機のほうは毎月1回は必ず職員が試運転したりして燃料見たり燃料を追加したり不具合があれば業者さんに見てもらったりっていうことはしております。あとは老朽化とかなんとかっていうのはあるんですけども、発電機は今のところ使えるという前提で私も考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 少しちょっと明るい感じがしてきたんですけど、そうしますと今のお話ですと宇久須は第1水源のあたりですかね、それから安良里安良里は水源この前教えていただいて3水源あるんですよね。そのうちの2箇所1箇所、ごめんなさい、あとは田子は井野の浄水場そして仁科は先川の浄水場、そして大沢里は3水源ありますか。そのところで今のような蛇口のアイデアというのは可能というふうに解釈してよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。ちょっと大沢里地区のほうは電源の部分が少しネックになるかもしれないですけども、各施設水源の近くにそういった給水口を設けることは可能かと思えます。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 各地区だと語弊がありますので、各1地区につき一つというふうに考えてください。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 地域防災計画の給水計画のところ給水方法として仮設共同線の設置って書いてあるんですけど、結局これのことになるというふうに考えておいてよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。そのように考えていただければと思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。ありがとうございます、それいいです。今町長おっしゃいましたように1地区につき一つというふうに考えていて、さっき課長おっしゃいましたけど遠いところとかには給水車っておっしゃいましたよね。おっしゃいましたよね。で、今年度の予算に給水車の購入予定が出ておりますけどこの給水車ですけど具体的にはこういうようなところに使うということですよ。多分今の水源の話をしていたときに、とても遠いところなかなか届かない、取りに来るのも困難なところというところが幾つか存在していますものね、ですからそこに給水車を使うというような考えでいけばいいのかなと思うんですけど、平時はこれ給水車はどこに置いとくんでしょうか。それを伺っていいですか、平時はどのような活用をするのかというのもついでに伺えればと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 置いておくところは浸水想定区域内では多分まずいだろうというふうに思いますんで、トイレトレーラーの置いております、旧洋らんセンターの跡地が1番ふさわしいのかなというふうには思っております。普段は何もなければ使用する必要はありませんので、置いておくだけになるかもしれません。ただ他市町で災害があったときには活用できますし、防災訓練などでそういったものをですね見せてこういうのがありますということの告知というか、お披露目的なもの是可以のかなというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。何か明るい感じがしてきたのですが先ほど聞き忘れかもしれませんが、その施設の耐震化のところ、導水管ってのは大丈夫なんですか、導水管は耐震化って済んでるんですって。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） ほぼほぼ導水管、送水管、配水管全て耐震化にはなっておりませんので、堰の1番近い導水管から計画としてはやっていきたいと考えてます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。ではちょっと給水のところ小まとめたいと思います。今導水管とそれから先ほどその耐震化最優先のところは配水地のところですかね、そのところの耐震化を最優先させてくれると、この5年間の計画の中で順番を少し見直してくれるというようなことを言っていただきました。で、発電機の点検はちゃんとしているということで必

要ならばできればこれ更新、老朽化しているものは更新していただきたいなと思いますけどこの優先順位の中で付け替えでやっていただけるとと思います。発災時は浄水施設、配水地から直接取水できるような作戦を今持っているというようなことでよろしいでしょうか。この水源に近いところからお水をくみ上げて、そしてその場で滅菌して蛇口をつけて直接給水できるようにするって何かとてもありがたいとてもすてきなアイデアだと思います。そして並行して給水車、給水車がお水を配るという出動するという。ちょっとうれしいです。ありがとうございました。給水計画のことは以上、ありがとうございます。では、次に効率化政策について伺ったところでございます。効率化を想定して幾つかの町の備えをお答え頂いたのですが、その中でIP無線とかヘリポートのことなどをお答え頂いたんですが、備蓄品のところでございます。各自治会で備蓄している、そこには非常食購入の補助などを行っているというふうにありましたけれど、町ではその備蓄品の内容というの把握しているんでしょうか。把握しておけばですね、発災後の支援あそこにはあれがないあそこにはここがあるとこの物資の支援が円滑にいくと考えられますが、そのところは把握しているのでしょうか伺います。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 各自主防さんが備蓄している資機材については、町としては全体の把握はしておりませんが各補助金を出しておりますので、その中で購入している項目等は把握できますので、その辺りはまた集約をしていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。何を買うか買って備えるかというところですけど、ちょっと伺ってみるとやはり区長さんたちご苦労なさってる方もおいでのようだと思います。で、各集落効率が予想されていくんですけどそういうことも全ての区長さんたちに丸投げするってのはどうなんだろうかなって私思うのですが、防災課として助言とか相談に乗って差し上げるなどとかそういうようなことはあんまりしないんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 令和6年度につきましては出前講座などですね、地域住民の方々と直接お話をする機会がございますので、その際にいろいろと相談に乗ることができるかと考えております。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 仲田さんの多分質問は、そういう備蓄の食料とかも全部発注を区長に丸投げしてるのかっていうことなのかなというふうに思うんですけども当然町のほうの補助金を申請していただいて購入していただいておりますので、こういった非常食が売っているのかとかですね手配の仕方などについては、毎年そういった方たちの担当者を集めて防災会議っていうのを開いておりますのでそこでこういう区はこういうのを買ってますよとかっていう一覧とかカタログ的なものも含めてですね、防災課のほうでアドバイスは多分してるはずなので、全部が全部お金を出すんでそちらでどうぞっていうような荒っぽいことではないはずでございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 町でも備蓄庫ってのあるんですよね、幾つかある、あると思うのですがそれは全て津波浸水想定区域外に存在しているのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい、基本はですね、津波浸水想定区域外に備蓄をするように努めております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ごめんなさい、全て津波浸水想定区域外にあるんですね、町の備蓄庫が。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 基本津波に関係する備蓄については、津波浸水区域外かあとは建物の高さ、例えば住民防災センターであれば3階置いたりとかですね、そういった形で確保しておりますが津波以外の災害もございますのでそういった備蓄については区域内の施設に置いてあるものもございます。すいません。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

---

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は効率化のことを伺っている途中でございました。続けさせていただきま。能登半島ではですね、道路の復旧に時間がかかり亀裂損傷がすごく多い中ですね、よけながらゆっくりゆっくり走っていて渋滞を招く、結局島内を一方通行にする、でも雪でも降ろうものならその亀裂箇所が隠れてしまってもうどこを歩いていったら良いか分からないということで、この道路の状態というのはとても大きな支障となっております。やはり代替道路ですね、とか迂回路ってのは絶対必要だということは今回痛感した次第でございます。伊豆半島では1988年から伊豆縦貫自動車道の建設が始まり30年以上が経過いたしました。なお今建設中です。東日本大震災の教訓を受けて、伊豆版くしの歯作戦を策定し観光支援交通渋滞の緩和も見込まれるものでありますが、緊急輸送路の確保が大きな目的のこの南北の軸でございます。だがしかし南北の軸だけでは不十分、平成28年に設立されました伊豆半島道路ネットワーク会議では、伊豆縦貫自動車道を背骨として肋骨となる国道県道、市町村道、道路網のあるべき姿を検討し伊豆半島の道路網整備実施計画を策定されています。下船原から土肥につながる道は既に完成し、拡幅も済みました。しかしながら現時点伊東西伊豆線仁科峠宇久須線など、西伊豆町につながる道路は狭い道のままそしてつづら折りのままでございます。昨日、町長から仁科峠宇久須線の工事のために町有財産である土地を売却したとの報告がございました。遅々としたスピードでありますけれども拡幅整備が進んでいるのかしらというような印象を受けました。県のなさることなのでなかなか予測がつかないということもあるのでしょうか。また大沢里につながる伊東西伊豆線の整備の進捗状況は今のところどうなのか、ちょっとこの辺のところを伺わせてください。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。こちらの縦貫道につながる横断の、横口のですね路線についての整備要望というのは毎年要望書を出しております。基本的には国道、県道なんですけれども整備者は県になりますので県に要望し、また予算的なものについては国から頂く予算を財源に執行するものですから国に対してもそういう要望をしているという状況でございます。来年度当初予算では、道路の改築系の予算ですね1億4,000万ほどの予算を計上されているということで町の負担金をその分を計上させていただいております。内容は流動的ですけど、今のところを伊東西伊豆線ですと大城の入り口のところの拡幅工事の延伸ですね、と仁科峠宇久須線については神田地区から牧場の家までの間の狭隘区間の拡幅という部分で

予算づけがされているよという情報を頂いております。なかなか今年度もですね、町政懇談会で、上がった箇所について拡幅してくれという要望書を提出させていただきましたけども、なかなかそれを出したからってすぐにやってくれるという状況ではございません。物によってはもう10年ぐらいかかるとやるまでですね。そういった類いのものでありますので粘り強く県のほうに要望していきたいなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。今要望というお話出ましたけれど、当町でも伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会伊豆横断道路建設促進期成同盟会などに加わっているということが予算書に載っておりますけれど先日もですね、2月12日でしたか伊豆新聞の報道では、伊豆縦貫道の早期完成と肋骨である河津下田線の予算確保沿線首長たちが国交省と財務省に訴えたという記事が載っておりました。当町でもどのような要望活動を行っているのでしょうか、そこをちょっとお伺いしてください。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町単独でという要望は行っておりません。今議員がおっしゃったようなものを含めてですね、いろんな期成同盟会であったりというのがありますので私のスケジュールがあるものであれば、東京名古屋いろんなところでですね要望活動には随時伺わせていただいて西伊豆町の立場として道路の必要性は訴えているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 行った感じ県の感触はどうなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 基本的には県よりも国に行くことのほうが多いわけですがございますけども、今議員のおっしゃった2月のときに伺った様子ですと、今まで伺っていたときに比べてですね、やはり能登半島の地震があり道路がですねある意味、能登半島よりも伊豆半島のほうが脆弱で高規格道路が通っていないということで国交省さんもこれはもう伊豆半島は危ないと、このままじゃまずいということをととても認識をされているような感じに受け取ることができましたので、今後は道路整備が促進されていくんだらうという印象は受けましたが、そもそも工事費用が莫大であり、今物価の高騰であったりとか人件費の高騰が続いておりますので同じ予算規模がついてもですね、工事の進捗状況は80%に抑えられるというようなこともありますから、今まで規模の予算ではとてもではないですけども10年15年ではできないのかなというふうに思います。ただ一部、大規模震災が2030何年プラスマイナス10年ってい

うおっしゃる学者の方もいらっしゃるわけでございますのでなるべく早くですね、背骨だけでもまずは通していただいて、あと肋骨の整備というものを速やかに進めていただきたいというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 4日には、7市6町の首長会議が開かれたとオンラインで開かれたという報道もございました。災害時に備えてくしの歯作戦の実現、海からの輸送の検討がなされたらと、ランドデザインをつくろうということになったと聞きましたけれど、町長この中でですね、頑張っていたきたい。西伊豆町に来る道早く作ってって頑張っていたきたいと思います。現時点での整備計画ですね、先ほど課長おっしゃった話ですととても歩みの遅いものがございますが災害は待ってくれませんので、西海岸にとっての必要性をもう頻繁に機会あるごとに訴えていただいて、1日も早い整備に実現を働きかけていただきたいとお願いをしたいと思います。はい。では最後のところですね防災知識のところの普及、防災訓練について伺いました。学校教育では出前講座をやってもらっている、社会教育では各サロンなどを所防災課の職員が回ってというようなお返事を頂きました。この防災の取組の中でやっぱりハザードマップってとても重要だと思うのですが、今配られているハザードマップでございますね。私あれ今2年が経過したところなんですけど、あれとても私出来がいいと思っているのですね。あれを見れば自分の住んでいるところに潜む危険を知ることができます。町民の皆さんぜひ活用しておいていただきたいものなのですが、出前講座なさるんだらこのハザードマップもっと身近にいつも皆さん置いていただいて読み解くような内容があってもいいんじゃないのかなって思います。配ってしまっておしまい、配られたらもうそこに閉まってしまっておしまいということではないんだと思います。配ってからもう2年が経過しております。そうしますと情報なんかも少しずつ変わっているところがあるかと思うのですがこれ私たちってわがまなもので、これ情報古いじゃんって思うともう何かポイって見なくなっちゃうところがあると思いますんで、近くですね何か4次想定も見直されるかもしれないという話を伺いました。そうしますとますます情報の陳腐化ということになります。ですからこのハザードマップ私とてもいいものだと思いますので、例えばここが変わりましたとか例えばですね、いつも笑われちゃうんですけどシールでもここに貼って、ここ津波避難タワーできましたみたいなシールを張るとか何かアップデートして、情報は全然陳腐化してないというような状態にしていきたいと思うんですけど、そんなような工夫ってのは何か考えられませんか、それぜひやっていただきたいんですけどいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ハザードマップのアップデートはですね、する必要あるというふう  
に思います。ただ毎年つくって配るということは当然できないわけでございますので5年で  
あったり10年ということを見据えた中でですね、やる必要あるんだろうというふうには思  
います。シールを貼ってアップデートというのは確かに面白い取組なのかなというふうには思  
うんですが、間違ったところにシールを張られても困るということになりますので、各ご家  
庭に1軒1軒役場職員が訪ねていくということは当然できないわけでございますのでちょっ  
とその辺はですね何をすることが住民にとって1番有益なのかということは担当課の方とも  
う一度考えさせていただければというふうに思いますが、今後の出前講座については各ご家  
庭から防災マップを持参していただいて、ここに書いてあるのはこういうことですよとい  
うことはですね説明する必要があるのかなというふうに思っておりますので、それも踏まえて  
今後行うであろう出前講座の発案というかやる内容については検討したいというふうに思  
います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい、ありがとうございます。防災訓練について伺ったのですが先ほ  
ど私伺ったところで、IP無線を使ったような訓練を学校とやっているというふうなお返事  
頂いたのですが、私が言いたかったのは子供たちと一緒に地域住民が訓練するような機会は  
できませんかねというふうな質問だったのでございます。災害はいつ来るか分からないの  
で様々な状況を想定して訓練すべきだと思っていて、学校の授業中かもしれないし夜間かも  
しれない。何かつい先日の報道ですと掛川市は夜間の避難訓練やったというふうな報道も  
されておりました。多分うちの町では一時避難地が学校の子供たちと地域住民が同じところ  
というのは幾つか存在しております。実際どんなことになるのかということは1回でも体験  
すべきだと私は思うのですが、ご検討いただけないでしょうか。多分今何箇所ぐらいあるん  
ですかね、第1避難地と子供たち、住民の第1避難地と子供たちの避難所同じところって  
いうのは何箇所ぐらいあるか課長ご存じですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 一応町内ではですね、仁科小学校さんとあと伊豆海認定こども園  
それに西伊豆中学校その3箇所と捉えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ではぜひ1度ですね、一緒に子供たちと地域住民が避難地に避難するというような訓練を私はやっていただきたいと思います。それと同時にですね、避難所ですね、仁科小学校の話も出ましたけどもあそこは万万が一ですと、津波に浸水する危険性もあるのですが持ちこたえればあそこは住民の避難所になる可能性は十分あると思うのですが各学校避難所としての機能を持たざるを得ない状況が出るのだと思うんですけど、避難所訓練を子供たちと一緒に学校と一緒に地域住民がやるというようなことは考えられないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） まず1点目の一緒に避難場所に逃げるということですがけれども、今年はずいぶん日曜日に防災訓練の日重なってますのでそちら一緒に、家族と一緒に逃げるというような指導になると思います。教員については、防災訓練のために出勤させるという命令はできませんので出勤させられないので、職員は出ることはできません。ただ学校でやる防災訓練の日に合わせて地域の方もやっていただけたらかですね、あるいは来年度になれば日がずれると思います。平日になると思います。そういうときなんかには、学校から逃げる地域の方は家から仁科小の裏山に逃げるとかそういう訓練は可能かなと思います。それと二つ目の避難所の運営ですけども、仁科小は避難指定地になっておりませんが一応、万が一震災後ですね地域の方が避難してきた場合受け入れる体制ですね。それとあと賀茂小、西伊豆中の方についても指定されてますから避難所運営マニュアルというのをどこの学校もつくっております。もし避難者が来た場合、どの地域の方がどの部屋にとか体の心配がある方たちはどの部屋にとかっていうような予定はつくっております。もう長年つくってあるけど1度もそういう訓練やったことがないもので、逆に1度ぐらい1度っていうか何かやったほうがいいのかと私も思っていますんでそういう調整をする、学校とですね自治会とで調整がうまくしてもらえればそういうのをどんどん進めていただけたらありがたいなと思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今のお話とてもありがたいんですけど本当にやってみたいと思うのですが、防災課長これは実現可能な感じでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 実際に学校さんとまた自主防災監さんともですね、またいろいろと相談しながら進めていかなきゃならないですので、そこはまた話合いのもとですね必要であればやっていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。自主防さんと自主防災さんと話し合うっておっしゃいました、でこの防災訓練1つとりましても、自主防における区長さんとか防災委員さんの負担、負担というかやらなくちゃいけないことすごく多くて大変なんだなっていうも思っているのですが、この日訓練ですね、昨日堤和夫さんおっしゃいました浮島地区の避難所訓練の話ありましたね。あれですね、あれすごくよかったですよ。社協とそれから社協と契約している防災アドバイザーとそれから災ボラさんですね、災ボラさんが協力して区長さん中心で行われたんです。で、浮島地区が39世帯あるうちの30人住民の方が参加して下さって民宿さんですね、みなし避難所として使わせてもらって観光客でにぎわう日に地震発生という設定で観光客役なんか私たちやったんですけれどもそういうときにもうどんなことが起こるんだろう何ができるんだろうと本当にみんなで学びができました。リアルな避難所訓練のですね、HUGではなくて、HUGのカードゲームではなくて、最後の振り返りも本当にすばらしかったです。訓練前と後では皆様の意識の変化とても大きくありました。このようにですね、この防災訓練年に3回やっているものでございますが、せっかく町民が参加するのでから防災意識の高まり訓練こんなものはもちろん防災委員さんたちにお決め頂くんですけど、防災課や社協アドバイザーの助言仰いでですね、より防災意識の高まる訓練をすべきと考えますけれども、この辺のところもっと連携するようなことはもっともっと踏み込んで頂きたいと思うんですが、そこはいかがでしょう。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。連携して行うことは町としても大切なことだというふうに思っております。ただ問題はですね、行政が旗を振るとやらされ感が生まれるんですよ。なので私たちはどちらかというと後ろ側に回って必要なものをそろえたりとか、ご提案に対して支援をしていくということは十二分にやりたいというふうに思うんですけどもやはり1番は地区の住民の方が、もし私たちがこうなったらどうしようかという発案のもとにやっていただかないと全てマニュアルは町がつくった、社協がつくった、災ボラが作ったってことになる結局多分身にならない状態で終わってしまいますんで、なるべくであれば自発的な訓練をしていただくことのほうがよろしいのかなというふうに思っております。支援についてはしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 関連することだったらもう一度もう1回質問してもよろしいんですね。

○議長（堤 豊君） はい。時間を見ながらお願いします。

○3番（仲田慶枝君） 私この今のね防災訓練のこととか今回質問つくるに当たって、ずっと地域防災計画を何度も何度もめくって見たんですけれど、これ内容がですね実に何ていうんですかね。余り具体的ではないと思うことが度々あったのです。で、昨年の施政方針のところの大綱質疑のところ町長は地域防災計画の見直しを図りたいっておっしゃっておいでした。今のこの状態ですとやはり若干ちょっと不十分だなんて思うのでこの見直し地域防災計画の見直し、絶対やっていただきたいと思うのです。先ほど例えば企業課の課長が言ってくださったようなことはあんなもの盛り込んで頂けるとより具体的でより詳細より誰でも分かりやすいものになると思うのですが、地域防災計画の見直しを絶対お願いしたいと思うのですがそれを最後の質問とさせていただきます。いかがでしょう。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 地域防災計画につきましては今公表させていただいております地域防災マネジャーに今取り組んでもらっております。その中で、各課地域防災会議等に諮りながらですね、各課の意見を集約して今の地域防災計画を見直し、提案していきたいと思えますのでまたよろしくお願いたします。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ぜひお願いしたいと思います。で、今度のこの能登地震でございますがもうクロージングにさせていただきます。実はこの能登半島って2000万年前の東アジアから地階がですね離れてきて、日本海ができて日本海が開く間に火山活動が起きてっていうふうにしてできてきてるんですけど全て流域でできてるんです能登半島って、全て流域です。70万年前から流域の繰り返しであれができてるんです。で、長期間にわたる流域それは断層の活動による流域です全て。この断層群というのが海域、陸域、海のところと陸のところにとたくさんあるんです。で、結局その6000年前ぐらいからこの流域を繰り返していて、そしてここ1000年ぐらいが起きていないと学者が言うにはちょうどその流域の瞬間に私たちは立ち会ってしまったということですよねって言うんですよ。いや冗談じゃないですよ。そんな能登の方々知ってたんですかって話です。学者の先生そんなこと言うけど、能登の方でこういうその、自分たちはどんなところに住んでいるんだ。どういう備えをしなくちゃいけないんだ。どういう警戒をしなくちゃいけないのかって必ず知っておくべきだと思うんです。これ

というのは防災教育だと私は強く思っています。社会教育でも学校教育でも。自分の住んでいるところにどんな危険が潜んでいるか正しく知って正しく恐れて正しく備える。これを率先垂範するのは私は行政ではないのかと思っています。なのでいろんなところの協力を仰ぎながら地域住民、自分のところこの大好きな西伊豆町で安心して住めるよう、いざとなったら必ず逃げる必ず助かるそのような方策を推進していただきたいというお願いをして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時30分

---

◇ 5 番 芹 澤 孝 君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番、芹澤孝君。

5番、芹澤孝君。

〔5番 芹澤孝君登壇〕

○5番（芹澤 孝君） では早速質問に入ります。

災害時の避難の在り方について。令和6年能登半島地震は伊豆半島と地形的に共通するのと半島において土砂災害、道路の寸断などを起こし耐震性の低い家屋は倒壊や損壊した中で、特に木造家屋の被害は大きく似通う状況にある当町は、発災時には同じような被害が想定される。

今回の災害でも避難先が損傷した自宅車中、個人のビニールハウスなどで行政が開設した避難所を何らかの理由で避けて避難生活を継続するなど避難先が混沌としており、果たして支援の手は一応に届くかなど避難の在り方を考えさせられるが、当町では次の点はどのようになっているのか。

(1) 一次避難所、1.5次避難所、二次避難所、福祉避難所の開設と運営及び避難所の移動。

(2) 広域一時滞在仮設住宅、みなし仮設住宅。

(3) 車中泊、自主避難など町が開設した避難所に入らない人への対応、断水について。  
災害による断水への対応について。国の令和6年能登半島地震の被害状況の発表では、2月8日現在、電力ガスはほぼ復旧したが断水は被害の大きかった輪島市、七尾市を含む6市町では最大6万6,800戸から3万7,500戸に減少したが、依然として大変多くの住民が不自由な生活を強いられている。日本水道協会などが復旧支援に入っているが、道路が寸断、宿泊施設が近くにないなど複合的な要因も重なり進捗は捗々しくない。発生時には当町でも同様な被害が想定される中断水への対応はどのように考えているか。

以上です。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の災害時の避難の在り方についての(1)一次避難所、1.5次避難所、二次避難所、福祉避難所の開設と運営及び避難所の移動につきましては当町の避難所としての定義として、一次避難場、1.5次避難所、二次避難場などの区別はしておりません。町の避難所としては、福祉避難所を含む町の指定避難所21箇所のほかに自主防災組織が開設する避難所や、今回の能登半島地震で近所の人たちとビニールハウスを使用したように自主的に開設する避難所などが考えられます。なお、開設や運営は避難する住民や自主防災組織が主体となつていただきたいと考えております。また避難所の移動については、数多くある避難場を集約するために減らす場合や広域での避難所に移る場合などは町や県が主導することになります。

(2)の広域一時滞在仮設住宅、みなし仮設住宅につきましては当町の広域一時滞在としては、直接協定を結んでいる自治体4件、広域が36件ございますので合わせて40の市町村と被災者を一時的に受け入れるための施設の提供などについて、災害時相互応援協定を結んでおります。また仮設住宅やみなし仮設住宅につきましては、災害救助法に基づき県知事が実施することになっておりますが、仮設住宅の建設用地については引き続き津波浸水想定区域外に建設可能な用地がないかを検討しております。

次に(3)の車中泊自主避難などで町が開設した避難所に入らない人への対応につきましては、まずは避難所に避難しない人がどこにいるのかを自主防災会や防災関係機関等と連携し調査をいたします。次に大きな2点目の災害による断水への対応につきましては、基本的には西伊豆町地域防災計画にのっとり企業班を編成し飲料水の確保供給を図ります。断水し

た地域には給水タンク、給水用ポリタンク等の資機材を使用して断水地区へ配布をいたします。また被害が大きければ災害協定を結んでいる日本水道協会静岡支部に連絡し、給水車や復旧応援を要請するところがございます。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 一次避難所、1.5次避難所、二次避難所っていうのは区別してないってわけですけど今一次避難所ってのは最初避難場所から移ったところは一次避難所ですね。その定義からいけばですね西伊豆町の2014年のアクションプログラムの被害想定ではですね、南海トラフレベル1津波による死者2,200、約2,200人負傷者が約50人、レベル2で津波による死者は4,300人ですから約、負傷者が約400人としてレベル2では人口の半分が亡くなる大半の人が亡くなると想定してるわけですけど、しかしここでですね、考えなければならないのは一次避難所の開設なわけですよ。公共施設の指定避難所は役場職員または施設管理者、自主防災が開設するのは当然になるわけですけど、この役場職員、施設管理者、自主防災員が被災した場合ですね、これ理由はあるわけですね大量の4,300人もなくなるって言うわけだから。それとはまた別にですね道路寸断により開設すべき避難所には行けないなどということがあってですね、避難所開設には人員不足となることは、この混乱状態の中では考えて避難所開設が進まないってことは十分考えるわけです。津波避難タワーなど減災措置をとっているわけですけど果たしてどれだけ減災効果があるかは分からないわけです。担当部署としてはですね、被災等により人員不足による避難所開設の対応は想定済みでは不是なっていますが、人員不足による開設対応ということはどのようになってるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 人員不足は何の人員不足ですか。役場職員の人員不足を聞かれてるんですか、それとも住民が被災して亡くなっていないだろうという人員不足ですかどちらですか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だからこれ言ってるじゃないですか。指定避難所は役場職員または施設管理者、自主防災が開設するのが当然だっつって、だからその人たちが被災して行けない開設に行けなくて人員不足になるってことですよ。そういう場合は想定しているかってことです。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それを想定しておりますので避難所運営は避難者にさせていただく、これがセオリーだというふうに今までも答弁をしております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから想定しているのであればどのように人員不足の中でね、開設するつもりですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） どのようにもありません。避難された方の中で避難所を運営させていただく、これしか方法はありません。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） こんなことをね水掛け論やってどうするんですか。避難して人員不足だからほかの近くの人にやってもらうとかね、いろいろ考えられるんですよ。そういうことを答えてくださいよ。何ですかその答弁は。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） いや議員がね、言ってることはおかしいですよ。ね、皆さん被災して人員不足になってるってことは当然役場の職員だって周辺の方だって被災してるわけですから、被災してる人が応援には行けないわけですよ。ですから避難所はそこに避難した方たちが一時的ではあっても避難所運営するしかないんです。ただこれが1週間2週間経って、他県であったりとか外部要因が派遣が可能になったときには外部から入ります。ただそこまではいる人たちだけで運営するしかないんですよということを私はずっと答弁してます。それを役場の職員が来ますよとか防災委員さんが必ず来て運営しますよっていうふわっとしたね誰かがやってくれるっていうことをやるからわけが分からなくなるんです。避難所はあくまでも避難した人たちが運営するのがセオリーです。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だけど地域防災計画では役場職員または自主防が開設するってことになってるわけですよ。それにおいてね、じゃその行けなくなった開設できなくなったその場合先ほど町長も言い直したけど、近所の人が開設するとかほかに誰か応援を頼むとかそういうことを答えられないんですか。いいですよ、ないんだらうからマニュアルは。あるんですか、その対応マニュアルは。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 避難所運営のマニュアルにつきましては、今日、昨日か、堤和夫議員の一般質問にお答えしましたけれども、自主防災会の会議にこられてる方には運営マニュアルはお配りをしているかというふうに思います。ただそれを読み込んでですね、どういうふうに運営しようかという実務については多分やっていないと思うんで、今年からそういった出前講座を行いますというところで答弁をしているかというふうに思います。議員は、人が来ないから人員不足だっていうふうにおっしゃるんですよね。もしかしたら区長さんも町内会長さんもみんな来ないかもしれないんですよ被災して、津波で流されて、その人たちはあてにできないからあくまでも避難所の運営はそこに来た避難してきた人たちでやるしかないからやってもらうのがセオリーですっていうふうに答弁してるんです。役場の職員だって被災して死んでる可能性だってあるわけですから、そこまで想定する必要があります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから役場職員、自主防、施設管理者が被災して亡くなった場合って言ってるじゃないですか。マニュアルは作ってないみたいだから先いきます。開設マニュアルを人がいなくなったときに。当町の津波の場合ですね。津波に対する44の指定緊急避難場所はですね田子公民館以外はほぼ屋外でなわけですね。津波の襲来がなくなるまでは屋外でこの風をしのがなければならぬので、体調を崩す可能性もあるわけですけど、この健康面安全面からも一刻も早いこの一次避難所の開設が必要となるわけですよ。東日本大震災当時はですね、この避難場所と避難所が明確に区別をされておらず被害が拡大したのが一因として、平成25年に災害対策基本法においてですね、切迫した危険から逃れるため緊急避難場所と一定期間避難者の生活環境を確保するための避難場所が明確に区別されたわけですよ。当時の避難所と避難場所が兼用のところではですね、直接一次避難所に避難して津波により命を落とした人が多かったためでこういう明確に区別しようということが起きたわけです。しかし同法律でまず依然としてですね、緊急避難場所と指定避難所を相互に兼用できるとしているわけですね。このことは当然お互いに対象災害に対してですね、安全が担保されてるのが前提なわけですよ。しかしねちょっと私が懸念するのはですね、当町ではですね大浜コミュニティー防災センターがありますね。これ屋上が避難場所ですね。施設が避難所なわけですね。この場合果たしてL2の震災、地震津波が来た場合この津波避難場所として、安全高さはあるのか避難所として一次避難所としてですね、津波が引いた後開設できるのか使用できるのかその辺はどうですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 大浜のコミュニティー防災センターに関しましては平成30年度に  
です。実施した対応調査によりますと、L2 想定の高さは1.86メートルで、浸水階1  
階とプラス2階の屋上をです。津波に対するとすることができるとなっています。二階は床  
の高さ3.5メートルであるため津波に対する安全下はありませんが浸水もしないことから避  
難所として開設できると考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） しかしあそこで1. 何メートルってもうちょっとにわかに信じられな  
いけど大丈夫って言うんだからみんな逃げるでしょうねあそこに。逃げた後そこで避難所生  
活できるわけですね。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい、一応避難所として開設する予定でおります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にも二次避難所の件ですけどこれ高齢者障害者妊産婦などの要支援  
を受け入れるホテル旅館等の宿泊施設をです。二次避難所でもあり状況によっては福祉避  
難所ともなりうるという位置づけなわけですね。県は宿泊施設の福祉避難所設置モデル（賀  
茂モデル）っていうんですか避難所開設のマニュアルにおいてですね、平時より定期的に行  
政、福祉施設、宿泊施設の関係者は顔を合わせ調整事項をすり合わせ連携を図ることが望ま  
しいと示しながらですね、このたび2年ぶりに下田市で要配慮者の宿泊施設への受け入れ訓  
練を行いました。これは今回のこの能登半島地震で宿泊施設への二次避難の問題が多く取上  
げられたのを受けて、急遽訓練を行ったと思われ。平時より定期的訓練せよと言ってい  
ながら行っていなかったこの現行不一致の県の姿勢には疑問があるわけですけど西伊豆町  
の場合、平成24年に堂ヶ島で5つ宇久須で1つですかそれ全部で6つのホテルと協定を結び、  
収容想定人員2,304人としているんですけど、被災者をです。よりよい環境のホテル等に移  
動してスムーズに受入れてもらうには宿泊施設と連携した訓練実施と、ホテルへの二次避難  
の意向調査から移動手段想定外問題の対応などを盛り込んだですねマニュアルは必要だと思  
いますけど、実施訓練とマニュアルはどうなってますか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 一応町のほうでは平成24年に堂ヶ島温泉旅館組合と協定を結んで  
です。現在6施設の避難所として利用可能となっております。同ホテルさんとはですね、  
二次避難のための避難所としてしているものではなく災害時に緊急的に避難する場所として

町がしているものでございます。したがって避難所となるホテル等さんは一次二次の区分なく町民の方に避難していただく施設になろうかと思っております。避難所マニュアルについては県の作成したマニュアルを準用するような形になると思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや課長だから、訓練実施したことはあるのかと、やったことあるのかやるのか、それでマニュアルできてない、つくる気はあるのか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 直接ですね、避難所として活用させていただく訓練というのはしておりませんしマニュアルもつくっておりません。ただ西伊豆町の場合はコロナのときに施設の皆さん従業員であるとか受入れてほぼほぼ同じような訓練がですね、実地できておりますのであえて訓練をしなくても受入れ体制は整っているという判断をしております。マニュアルがあるからできる、ないからできないということではなくてその時々で対応できるものについてはホテル旅館さんと行政のほうで折衝して有意義になる100%有意義ではありませんけれどもできる限り施設を有効に使わせていただくということについてはお互い認識は同じにしているということでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやだからね。普段からマニュアルをつくってやっていくことこそ防災なんですよ。その土壇場で場当たりの行動したって全然間に合わないしばたばたして何の救済防災にもなりませんよ。だからマニュアルそれが大事なんですよ。今回のね能登半島地震の報道から避難者の宿泊施設での生活が垣間見えるわけですけど全く問題がないとは思われないわけですね。このことについてはですね、平成26年同僚議員がですね、ホテルを避難所とする避難生活計画は整備されているのかとの質問に対してですね、当時の町長ですよ、これから整備します。そして当時の防災課長はホテルと協議して整備をできるだけ早くやらせていただきたいと思いますけどいつになるかということにはちょっと答えることができませんと言ってるわけです。災害時避難所施設使用に関するホテルとの協定をですね平成24年5月5日に締結されてもう10年以上たちます。このホテルとのね協定を早期に締結するなどホテル避難を重要視してきた町としてはですね、同ホテルの計画書、生活計画、作成は必須だと思うわけですけどホテルを避難所とする避難生活計画書は作成、整備されているんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 大変申しわけございませんが、避難生活計画書についてはまだ整備してございません。しかしですね、先ほど町長からもお話がありましたが実際にコロナのときにですね、ホテルさんに実際に宿泊施設として利用していただいたという実績がございます。その中で実際にホテルさんは体験して頂いてくれると思いますので、何かあったときにはそのような対応ができるかと思います。でもまたホテルさんとですね、また今後相談しながら必要であればこういった計画も検討していきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 前使ったってのはコロナのときでしょう。これ防災って災害ですよ。災害のときじゃホテルでどういうふうにご経過ですか。どういう生活をするか。そういうことを取組していかなければね、ホテル側だって困るぞ。そうでしょう。作る気があるんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） この話については平成26年からの話と伺いました。で、今それまでですねホテルさんから具体的な計画をとという話も今まで私も聞いたことがありませんので今後またホテルさんとですね、あといろいろと協議しなきゃならないこともありますのでその中で相談したいと思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 平成26年には町の方向として、こういうものをつくるって決めてるわけですよ。役場の体制として弊害としても何年かすれば担当部署が変わっちゃうからもう言ったことに責任持たなくてもいいとかいうことがあるわけだけどもね。そういうことじゃなくてここでもう必要だと言ってやるわけだからつくりなさいよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 別になくても運営ができるんであればなくてもよからうというふうに思います。そのときに必要だと言ったから必ずつくらなければいけないというものでもないんだらうと。それは実務として実行できるんであれば、あってもなくても同じだらうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやその全くね、屁理屈をねあってもなくても一緒だらう。だからなれば越したことはないしそれ快適にっていうかトラブルなく過ごせるでしょう。協定書の内容で最も、この結んである協定書の中で詰めておかなければならないのは6条のねホテルの使用期間についてなわけですけどその条文はちょっと議長うるさいけど。

○議長（堤 豊君） お静かに願います。傍聴者の皆さん。はいどうぞ。

○5番（芹澤 孝君） その条文は緊急時が解除した場合、もしくは行政の定める避難所が使用できるまでの一時期間とするですね。これではですね、町指定の一次避難所が開設されるまでの短期間ということになる、ともに町指定避難所ですね開設前に受入れ、発災後の直接避難も可能ともとれるわけですね。それとともにこの西伊豆町防災計画でもですね、二次的避難所として宿泊施設の使用は避難所の生活の長期化により体調不良を起こすと判断されたものを原則7日以内の期限で受入れ、健康を回復させることを目的とすると。そして長期的な滞在も想定するが原則は7日間という短期滞在なわけです。けれどもですね現実はですよ。行政の開設した一時避難所の生活が難しいということですね、要配慮者、高齢者福祉避難所として多くの住民の方もですね、二次避難所としてですねホテルに移動避難して行くことはもう当然想定されるわけですね。今回の能登半島地震では2月8日の時点でですね、一次避難場先に8,143人ホテル旅館に5,135人と避難していることから分かりますようにですね、ホテル旅館への避難者は大変多く短期間の滞在では済まないわけです。そんな中でですね、北陸新幹線の延伸と北陸応援割りによるですね、二次避難者を受入れているホテル旅館で旅客の回復が期待されるということからですね、県の担当者が宿泊施設での滞在は3月上旬までとして避難者にどうするか決断を迫ったということがありました。県の担当者がどうするかって迫ったわけですけど、最終決定はホテル側にあるわけですね。ホテル側も避難者を無碍にはできずどうするか苦慮しているという報道がありました。静岡県の場合2020年にですね、県と静岡県旅館組合はこの受入れなどについて協定を結んでるわけですね。それによるとやはり受入れ開始や終了時間も旅館ホテルが決めることになってるわけです。しかしですねその協定書によりますと市町村の個別の協定か県の協定かのいずれかを優先するかは、ケースバイケースということですから受入れ機関の関係についてはですね、詳細にわたり地元ホテル側と協議してもう一度協議してですねよく、で協定を結ぶべきじゃないかと思うんですけどどうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そもそもですね、芹澤議員の言ってる協定の1週間とかっていうことはよく分からないんですよ。1週間7日ですね経ったら出ていけみたいなことおっしゃるんですけどもちょっとそこが分からないので確認をさせてください。私が今ここに持っている堂ヶ島の組合さんと結んでいる協定については、1番議員のおっしゃってることと同じことは書かれておりますけれどもこれは緊急時が解除した場合もしくは行政の定める避難所が使

用できるまでの一時期間とするというのは、同じ文言だというふうに思います。緊急時が解除した場合っていうのは当然能登半島であれば今はまだ緊急時だろうというふうに思いますんで、これが同じ西伊豆町内で起こった場合はまだ解除される段階ではないというふうに私は判断をいたします。避難所が使用できるまでっていうのは要は体育館とか学校の校舎ができるようになったら移ってくださいっていうことなんでしょうけれども、当然能登半島の今の時点でそれが準備できるということでは当然なかろうというふうに思いますんで、西伊豆町に置き換えれば別に1週間で出てってくださいというようなことを言うつもりもありませんし、当然学校施設や公共の施設ができ使えるということであれば、それは空き場所が生まれたということでホテルではなくて公共の施設を使えばよろしいですよということで、避難できる場所が確保できたのでホテルからは抜いてくださいというあくまでも協定ですから行く場所がないのに出ていってくださいというようなことにはなっておりません。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） けどこの条文の通りを受け取るとですね、緊急時っていうその理解ですね。私なんか単純だから緊急時災害津波の襲来がなくなった時点なのかなとか考えるわけですね。そうすると本当のもうほんの一日、二日ってことですよ。それで一次避難所が開設できるまでっていうことだから、そうすると一次避難所はそんなに時間かかるわけじゃないからね。普通考えれば一次避難所の先に開設されるわけだから、一次避難所と、避難所としてはねそう考えるわけです。けど、先ほど言ったようにそういうことを一次避難所が開設されたからっていうことを書いてあるってことは直接発災時に逃げてもいいのか、ホテルへ。そういうふうに理解できるわけですよ。そうでしょう。だからその辺のことをよく打合せていかないと協議していかないと後々禍根を残すことになります。それと7日間というのは地域防災教育計画の中に書いてあります、これは。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 地震などが発生してその瞬間にホテルに逃げていただくということはそれは多分できないだろうというふうには思います。これは今までの一般質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、あくまでも6施設と協定は結んでおりますが地震が起こった場合当然施設がもしかしたら使えない状況に陥っていることも可能性としてあります。ですからこの6施設の安全が確保されたということを認識した状態で住民が屋根のないところでもし避難をしているのであればこちらに町のほうで誘導するというたてつけになっているというふうに私は承知をしております。一次避難所というか避難所が開設されればも

うここは必要なくなるんだから移動してくれっていうのかっていうことが後段おっしゃられたわけでございますけども、先日来からいろいろこの防災の避難所についてご質問ありますけども、西伊豆町の今の現状では公共施設ではキャパが足りておりません。ですから当然避難所が開設されたとしてもあふれている方々がいらっしゃるという想定でございますので当然、避難所が開設されたとしてもそこに入りきらない方という方は旅館ホテルで受入れているというところが当然のことであろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町長そう言いますけど先ほどから言ってるように、ここの避難開始、終了はホテルが決めるってことになってるわけですよ。それでここの条文からこれは県の協定だから堂ヶ島旅館組合も当然入ってるわけですね。それで個別の堂ヶ島旅館組合の協定では一次避難所ができるまでってこと。これがまた普通考えれば逆なんですね、一次避難所から移ってくるっていうことが順当な考えわけですよ。それが一次避難所に向かうって書いてあるわけですよ。ちょっとその辺をね理解苦しむんですよ。だからそういうことをねしっかり詰めて、今日もう一度協議検討をホテル側とねしていただきたい。それとですね、協定書の内容で8条の3にですね住民及び避難者の食料寝具については町が負担するとなっているわけですね。この負担とはですねどういう意味なのか。食料寝具について現物を負担するのかそれとも金銭的に負担するっていう意味なのかその辺がもうまたちょっと理解に苦しむわけですね。そうすると県との旅館組合との協定ではですね、旅館組合と県の協定ですよ。これは先ほども言いましたけど堂ヶ島も当然旅館組合も入ってるわけですけど、受入れ費用としてですね、この協定で受入れ費用として1日3食って言ってるわけですよ。1日3食で東北日本大震災では5,000円、熊本地震で7,000円とした食事込みを、費用を例示してるわけですよ。わざわざ町が負担してるわけじゃないわけですね、ということからこれは県の負担になるんじゃないでしょうかねこの場合。今回能登半島地震ではですね、これが1万円に上げられたわけですけど中には食事提供ができずですね避難者が自ら食事を賄うなど高齢者では負担が重く一次避難所にまた戻ったっていう例もありました。食事の提供ができないのはですね、食事の提供体制がもともとないこのビジネスホテルとかですね、被災により食事が提供できなかったっていう理由などがあるわけですけどこの町のホテルさんではですね十分食事提供する体制があるわけですからホテルにわざわざあるわけだし、それとホテルにわざわざ寝具を持ってく必要があるだろうかということですね。もう協定当時とはもう状

況は大変変わってるのですね西伊豆町独自の協定のままいくのか、どうなのか。この辺はもう一度ホテルさんと協定を確認する必要があるんじゃないですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員のお読みになってる協定書が何の協定書を読まれたのかちょっとよく分からないんですけれども、そもそも今石川県で行われてる施策においても1月1日に発災して確か2月いっぱいまでは二次避難でホテルか何かにいることができるということの報道を私は見たことありますので、そこは最低限でも2か月はいらっしやったということは事実だろうというふうに思います。その費用については、これ激甚災もそうなんですけどもホテル旅館を使った費用については国のほうから多分補填されるというふうに承知をしておりますので、議員の言った5,000円7,000円というのは何の数字を出したのか分かりませんが、避難者に請求するということは当然なかろうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時19分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど芹澤議員が1週間以内ということでおっしゃられましたんで調べさせていただきましたら、西伊豆町の地域防災計画の中にですね、二次的避難所というくくりの中に7日以内という文言はございました。ただこれは避難所に避難されている方が体調不良を起こした場合、健康を回復させるために快適なところに避難場所を移していただく。これが7日以内の期間受入れてくださいということをごさいますしてホテルや旅館に来たから1週間以内に立ち退きとそういった意味合いではないということをご了承頂ければというふうに思います。これ7日以内受入れてるんですけども当然健康が回復しない場合は、ホテルにいても回復しませんので、当然この先には病院に行ってくださいということになろうかというふうに思いますのでその辺はお間違いのないようお願いをしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これだからね、要配慮者避難所ってわけですよ。だから私先ほど申し上げたように福祉避難所的な位置もあると、二次避難所ねホテルと旅館は。というわけですよ。それと今後先ほど言った県のね、賀茂モデルにおいてもこのことについてはやはり賀茂モデルですよ説明取扱いマニュアルではですね、やはり旅館ホテルにおいて要配慮者、要配慮者っていうのは体調崩した人だけじゃないわけですよ。妊婦さんとか高齢者、子供、みんな要配慮者なんです。その方たちはやはり7日間何か条件その他の条件があれば伸ばしましょうということは書いてあるわけですよ。だからそれにのっとってるわけですよこれ。だから当然体調崩した人、当然じゃないですか体調崩した人じゃなくて高齢者、妊婦さん、子供その他要配慮すべき人、要介護者そういう人をひっくるめてこれ対象としてるわけですよ。それとですね先ほど5,000円7,000円分からないって言われましたけど、これは県。県が払ってるお金なわけですよ。東日本大震災のときは5,000円、熊本地震では7,000円としたわけですよ。だから町がわざわざ払わなくたってこれは国県が決めたその値段で災害時にね払ってくれるって思われるわけですよ。それなのに何で町が負担しますって書く必要があるのかね。書いてあるじゃない。8条の3に寝具食料を町が負担するって協定書です。町の協定書。見てないんですか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だからそういうちょっと現状と合わないことがあるからその辺8条の3についても、もう一度ホテル側と協議するべきではないでしょうか。どうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。確かに住民及び避難者の食料寝具については乙が負担するというふうに書かれております。これは多分県が出される5,000円7,000円先ほど1万円という金額まで出ておりましたけども、これは多分場所を使うに当たっての金額なんだろうというふうに思います。食糧は当然実費必要になりますんでその辺については町が被災者に非常食を配るのと同じような形で、こういったものを配るということで、それはホテルさんの負担ではないですよという取組なんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だからこれ国県がこの場合払うことになるんだから、わざわざ町が寝具と食料を負担するって書かなくてもよろしいんじゃないかとだからその辺についてはもう一度協議したらどうですかってことを言ってるわけですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その辺はコロナのときもそうですけれども1部屋をお借りするに当たってはどのぐらい必要かということは当然事前に協議をさせていただいて部屋をお借りした経緯がございます。県や国が出すお金ではですね当然賄えない。要はホテルを継続できないということであるならば、当然それ以上のものについては町が負担することも仕方ないんだらうというふうに思いますんで、その辺は再度協議をさせていただきますけれどもあくまでも立てつけはそういうもので、食料などについては避難所で生活をされている方の非常食と同じような扱いで、食料の分は町が負担するという事なんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だからこの5,000円とか7,000ってのはね、国県が示したってのはこれで行ってくださいよってホテルに払うわけですよ。だからその中でホテル側3食3食つきで出しますってことを言ってるわけです。福祉避難所ですね福祉避難所で、問題となるのでですねこの知的障害者はですね問題行動とトイレ上支障となりですね、ほかの避難所となじまず単に避難所と言われるところでの避難での生活は難しくですね。日本障害リハビリテーション協会ですね、知的障害者が安心して避難生活を送るには山間空間時間仲間が必要不可欠であると、体育館などで数百人が仕切りなしの一時的な避難所で、よく知的障害特性に配慮して、各家庭のあるグループホームなどの生活単位ごとに仕切られた空間の確保が望まれるとしているわけです。またですね、自閉症の子を持つ家族の孤立としてですね、避難所の生活が難しく阪神淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災最近の熊本地震ではですね、これらの家族の人はですね、みんな避難所に行っていないという話があります。子供が環境の変化やですね人への敏感に反応しパニックを起こすという大騒ぎする可能性がありこの迷惑をかけるという理由で、避難所に行くのは遠慮してしまう、または入れませんでした。自閉症の子供と家族知的障害者が避難所で生活するのは大変難しいわけですから家族単位または個人単位で区切られた空間のある福祉避難所が必要となるわけですけど、これらの人の避難生活についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それらは多分ケースバイケースでそういった方がいらっしゃるのであればそれなりの施設を探して移っていただくということが必要なんだろうというふうに思います。のべつ幕なく避難所は1箇所でもここ以外は駄目だということを行政のほうは多分言わないというふうに思いますので、その方々に対応することは可能だろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町長。他人事みたいに、行政のほうは言うだろうけどって当事者ですよ。対応するだろう、行政のほうは対応するだろうけどって言いますが、次にですね国は各地方公共団体においてはですね、令和3年5月に改定した。福祉避難所の確保運営ガイドラインを参考にしつつそれぞれの地域の特性や実情、庁内体制、既存関係計画等を踏まえて、災害発生から必要となる対策について検討し独自のガイドラインやマニュアルを作成しておくことが期待されるとしています。その中にですね、地区防災計画や個別避難計画等の作成を通じて避難先である福祉避難所ごとに事前に受入れ対象者の調整等を行い避難が必要となった際には、福祉避難所等への直接の避難を促進することが適当であるとしてるわけですね、このガイドラインでは。要配慮者にとってこの福祉避難所へ直接避難することが本当の求めるところですが福祉避難所って直接避難のために特定された避難者を受け入れるための調整はできてるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 受け入れる体制ができていないのかできていないのかといえば明確に言えばできていないという答弁が正しいんだろうというふうに思います。これはあくまでも福祉避難所として2施設ございますけれども、風水害のときもそうです。こういう状況でございますので福祉避難所としてそういった方の受入れ体制はできますかという問いをかけるのと、そもそもその方に対応する職員がおりませんので、福祉避難所として活用される方の付添いの方がご同伴されるのであれば開放できますという答えを頂いております。ですから地震津波が起こったときも当然福祉避難所としての対応は同じような対応になられるんだろうというふうに思いますので冒頭申し上げましたように、体制は整っていないということが明確な答えなんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だからね、福祉避難所のほうに言うんじゃなくて町が働きかけるわけですよ。こういうふうにやりなさいってガイドラインが出てるわけですから。だからこの災害のときはこういう人が名前を書いてね、上げた人が、もう逃げますよということで福祉避難所と話し合っておるわけです。それでオーケー出ますかっていうことを聞いているわけですよ。いやそういうことをやりなさいってことですよ。それを協定っていうか話し合いは全然されてないんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですからそれは話をされているとかされていないとかという問題ではなくて、当然受け入れる側は受け入れる体制が整ってもいないのにもかかわらず受け入れることはできないわけでございますので、それはできないというのがこれは風水害のときの対応です。当然、風水害ですら受け入れができないということであれば地震津波の後受け入れることはできません。それは当然、介護施設の職員も被災者でございますのでその方たちに協定に結んでいるマニュアルにある、何々って言っている、だから出勤しろやれ、ということとはとても行政としてはできないだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だからそういうことに備えて事前に風水害なり地震津波のときに、こういうメンバーは事前にもう受入れてくださいねってことを施設側と町担当者、防災課か福祉になるか分からないけどそこで調整していくわけですよ。そういうふうにやってきなさいってガイドラインで出てるわけです。それはだから全然行われてないってことですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 行われていないのではなくて現実的に行えないんです、結論から言うと。まずそもそも職員が足りておりませんので、受け入れる体制が整いません。ですから仮に誰誰誰誰10人ぐらい名前を挙げて、この人たちを受入れてくださいと言っても体制が整わないのに、受入れて何か不都合があった場合には誰が責任を取られるんですか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 責任とかね論点をすり替えるんじゃないで、こういうふうにガイドラインとして国が示してるわけですよ、福祉避難所の在り方についてね。それにのっとってやったらいいじゃないですか、できないできないって言ってる。できないんじゃないでやらないんじゃない話合いを。初めから全然やってないんじゃないですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員はですね、そのようにおっしゃいますけども現場の声を聞いたことございますか。そもそも福祉避難所の1か所は浸水想定区域内にございます。BCPをつくれというふうに言われても施設の方は大変頭を悩まされております。これはもし施設を運営しているときに、水害があつて水がかぶったときに誰がそういった方を連れて出ていくのか、職員が今の状態でも大変なのにこういうことが書いてあるから受け入れろと無責任なことは言えないわけですよ。ですから、そこまでおっしゃるのであれば国にこれは現場の状況と

は違うということですね、議員の立場としても言ってください。町がいくら言ってもなかなか制度が変わらないんです。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） そういうことをひっくるめてね、協議しておくってことですよ。論点をすり替えてね逃げようとしてるそういう姿勢はいかがなもんですかね。これだけあれですよ本当にね、必要だと思いますよ。二つの福祉施設と指定福祉避難所と協定を結んでるわけですけど、平成30年12月ですか、当時の健康福祉課長が協定の中で物資の関係や介護支援関係者の確保その辺はうたってます。物資と介護支援者の確保については、町が努めるとするということになっております。と答弁してるわけですね。このことから今回の能登半島地震では、国が介護職員をね県外から募り、石川県に派遣するっていう形で介護従事者を確保してるわけですけど介護人材の確保は平常時から難しいのに、この大規模災害であれば多くの被災者が必ず必要としてより一層厳しくなるんですね。市町村で確保しようとしても簡単にそう効果的な対応策はとれない。手をこまねいているわけにはいかず何らか対策をとらなければならないわけですけど、通りいっぺんですけど、福祉避難所の運営ガイドラインではですね市町村は要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、支援の要請先リストを整備するとともに関係団体、事業所、協定を締結するなど、災害において、人的支援を得られるように図る。また災害において指定福祉避難所へのボランティアの受入れについて検討していくってことを書いてあるんですけど、この2点についてはどうなってるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 後段の災害時における指定避難所のボランティア受入れの関係のほうを述べさせていただきますが、こちらの受入れの方針につきましては現在は作成はしておりませんが県の社会福祉協議会を通じてですね、専門の技量を保有している方々等をお願いすることを考えております。これはまた社会福祉協議会とですね、相談しながら考えていきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 前段の件はどうだったんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 町の支援の要請先リストの整備ということですがこちらのほうは町の地域防災計画の中に明示させていただいておりますが、平成12年と14年に二つの薬施設

さんと協定を結んでおります。専門のスタッフはおりますが常時面倒見れるほどの人がいるわけではないということもありまして、何かあれば対応していただくということになろうかと思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町の福祉施設にってことですか。これ町の福祉施設に必要とするって人材を確保するってことですよ。町の福祉施設に確保しなければならいって言うてるのに介護人材、町の福祉施設にお願いしますって言うんじゃ、何ですかこれ。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。こちらの二つ協定を結んでいる施設さんそちらのスタッフですね、が不足しているということでございます。協定を結んでいる施設さんは町内の施設になります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 先ほど私が読み方悪かったのかな。だからね平成30年に当時の課長が、健康福祉課長が災害時においてはこの福祉施設には物資と介護支援者は町で支援する、派遣する確保するっていうことになるって言うてるわけですよ。それを聞いてるのに、じゃあ大丈夫かってできるかって聞いてんの町に施設に確保する場合ね、それを町の福祉施設から応援を頼む。それはちょっとおかしいんじゃないの。同じとこ掘ってることになるよ。できてないってことだよね結局。町外にはないわけでしょう。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すみません、今芹澤議員議員がちょっと言われた協定の関係ですね、その辺りちょっと確認をしておりますので、当然なかなか答弁ができない状況でございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君に申し上げます。

質問が繰り返し繰り返し同じところありますから、質問のほうを先に進めてください。  
お願いします。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 質問が巡回してるっていう、それだけど質問答えられないからじゃないですか。

○議長（堤 豊君） 同じ質問を繰り返しても同じになりますから次に進めてください。

○5番（芹澤 孝君） 次行きます。広域一時滞在についてなんですけど、災害対策基本法により広域一時滞在では県内外に協議により一時的な避難所の提供を求めることができるが費用については被災地方公共団体が原則として、負担することになるわけですね。避難所として公共施設及び公共の宿泊施設、ホテル旅館等に中長期的な滞在も考えられ仮設住宅より迅速に対応できることはあります。国の防災対策推進検討会議最終報告ではですね、災害時に円滑な広域避難が可能となるよう各行政主体が具体的な避難先の想定受入れ方法の検討手順のマニュアル化、実施するべきであると厳しくして指摘して報告していることから分かるようにですね、この協定を結んで迅速に一時滞在ができるっていうことを構築していくことは重要なわけですよ。この西伊豆町防災計画でのですね、広域一時滞りに係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど発災時の具体的な避難や受け入れる方法を定めるように努めるとしているわけですね。他の市町との広域一時滞在ができたのかと聞こうか思いましたら、午前中の答弁ではもう40の市町と協定できたということですね。40の市町、協定先県内外で分けて答えてください。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 今の協定を結んでいる市町、40市町の県別の内訳ということですが静岡県では19市町、山梨県で9市町、神奈川県で10市町、長野県で1、東京都で1市、合わせて40の市町村と協定を結んでおります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あれですか、じゃあ大災害っていうことであれば静岡県内はまずあてにならないだろうから山梨県はどこどこですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） まず姉妹町であります市川三郷町様、富士吉田市様、で美延町様、道志町は行ったのかな、道に志の町と書きます。西桂町さん西に桂町って書く市町さんで、忍野村町さんかな、忍野町さん、山中湖村さん、鳴沢村さん、富士河口湖町さんの以上の9市町になります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 協定ができてるっていうことであればですね当然、発災時の広域避難の具体的な避難していく場合と逆に、受け入れるってことがあるわけだけど、この手順マニュアルはできてるんですか。できてなければいつまでつくるっていうものですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 各市町さんとの協定詳細につきましては具体的なマニュアル等はございませんが、またこちらのほうは各市町さんと常日頃ちょっと連携をとりながらですねこの辺りをつくっていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 仮設住宅についてですけど、もうここで言う仮設住宅とはですね建設型仮設住宅のことですけど、災害救助法のもとでは仮設住宅の建設は県が行うけれども用地の選定確保は原則市町村が行います。県は建設自体を市町村に委任することができるわけですね。用地は公有地とされてきたわけですけど東北大震災以降被害が甚大であったため用地確保に苦慮してですね、民有地が積極的に利用されたっていうことがあります。国の東日本大震災に関する有識者会議はですね、用地確保について東日本大震災ではもともと平地など建設適地が少ない地域があったことに加えあらかじめ選定していた建設型応急住宅建設予定地が津波で浸水したことや、二次被害のリスク、交通寸断などによって建設不可能となった地域もあり建設応急住宅の建設用地の確保が難航し、発災直後より県と市町が連携して取組がなされましたけど実際には供給が可能な用地は内陸部の市町村のほうが多くあったと考えられ、実際に隣接する市町村から多数の用地提供案も提供の申出が寄せられましたけど、被災の集中している沿岸部の市町村においては、津波浸水地域に原則として建設しないという大方針がなかなか理解されず人口流出の懸念から自市町村内の応急建設仮設受建設の要望したところが多く、内陸部の市町村での建設に各県での調整が不可欠だった。内陸部しかなかったんだけど結局皆さん離れたくなくて建ててください、言って建ててください。建てるってことになかなか理解されなかったわけですけどね。津波浸水地域には原則として建てないという大方針が理解されずですね、あったわけですけどね。町内にはですね津波地震及び土砂災害までに安全な場所を公有地で確保することは難しくですね、民有地か先ほど言った他市町村の内陸部に頼らないと思われるわけですけど、南海トラフのL2被災に向けて仮設住宅の必要性和面積用地を想定し候補地リストアップは済みであろうと思いますが町内の予定地が被災後に使えるとは限らないわけですね。建設広報民有地の借上げの協定と安全な用地が市町村と用地確保の協定は、結んでおくべきではないかと思うんですけどこの辺はどうなってますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 他の市町村と協定を結ぶことは必要だろうというふうに思いますが、議員も今ご自身で質問の中で述べられましたように、そうは言っても町内でという方が多い

場合はそちらに移っていただけないという事案もございます。また石川の事例でもありましたけれども、町内で残りたいという方がいらっしゃるので津波浸水区域に立てればこんなところに建ててというふうなですねご意見も当然あるわけでございますので当然その時々で町はやれる対応というのはやるんだろうというふうには思います。ただ議員がご質問のようですね、他の市町と協定を結ぶということについては先日行われました7市6町首長会議でも議案として出ておりましたので、今後協定を結ぶという方向に進んでいくんだろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君に申し上げます。

残り時間があと8分30秒となりました。

できる限りまとめて一般質問を終わらせてください。

お願いします。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ私にだけ何でそんなこと言うの。

○議長（堤 豊君） いや、残り時間が少ないですから。はい。

○5番（芹澤 孝君） ちょっと干渉し過ぎじゃない。えっとね。それで防災計画では東日本大震災の教訓として想定外を許さないとの観点から、南海トラフ巨大地震についてももう想定するとしてですね、南海トラフL2地震津波の災害では、建物の全壊焼失総数約3,000戸、半数、半壊数1,000戸としてるわけですね。それに対してですね、静岡県応急建設住宅早期入居プラン推進要綱では市町村に毎年度の応急建設住宅の建設可能戸数と必要戸数の報告を求めているわけですね。必要戸数と必要可能交付件数が下回った場合は、それに対してどのように取り組んでるかっていう報告を求めているわけですけど現在の津波浸水区域外への建設可能個数は幾つなのか、また必要とする建設戸数は幾つなのか。これがもし下回っている場合はどのような報告しているのか。お願いします。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 実際に応急借り上げ住宅の必要戸数ですが最大で414棟になっております。実際にこちらのプランの関係で西伊豆町内の借り上げ住宅届出件数になりますが、令和6年1月末現在では0件。建設。一応そちらのほうで0件ということです。住宅の届出件数ですね、そちらは0件という数字を持っています。最初に申し上げたのはですね、はい。一応今の届出件数0件ということになります。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから仮設建設型住宅の必要戸数は414戸。それで現在津波浸水区域以外に建設できる戸数は幾つなのかと。それで、それが下回ってる場合はどういう取組をしてるんだということ。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません、建設可能戸数ですが駐車場なしの場合が153戸になっております。実際戸数が下回っておりますが、実際こちらの建設につきましては県のほうで実際に進める事業かと思えます。それについて委任を受けたら町が行うということもありますので、そちらのほうで委任を受けた場合とかですね、措置につきましてはまた県と情報交換をしながらですね、すぐに対応できるように進めていきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから報告書ではですね、この下回った場合の取組について報告するようになってますね、様式として。その報告はしてないわけですか取組を、どういう取組をしますと、それ用地確保をね、について下回ってるけどこういうことをやっていますとかこういう努力していますかそういう報告はしてない、ただ戸数だけそういうことですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 調査の中では報告というか実際に町の状況をですね、報告はしております。要はどうして戸数が足りないかというところは、先ほど来町内の土地の状況を見たら、なかなか平ら地が確保できないということもありまして町の状況は伝えていることとございます。

○議長（堤 豊君） 発言時間が3分を切りました。質問が最後となりますのでまとめてください。

○5番（芹澤 孝君） 以上で終わります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。  
暫時休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時 7分

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第1号は専決処分の承認を求めることについてでございます。専決のものにつきましては西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

詳細につきましては担当課長のほうから説明申し上げます。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それでは、ただいま提案されました承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。本件につきましては、国、法務省と市区町村の戸籍システムの連携により本籍地の市区町村以外の市区町村でも、戸籍証明書等の交付が可能となることなど戸籍法の一部を改正する法律が施行されたことにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い広域交付による戸籍除籍謄本の発行の手数料、戸籍除籍、電子証明書の発行に必要な戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料などの規定を定めるため、手数料徴収条例の一部を改正するものです。

承認第1号をめくっていただきまして2枚目が専決第1号、令和6年2月14日の専決処分書でございます。

さらに1枚めくっていただきますと、ここからが西伊豆町手数料徴収条例の一部を改正する条例の改正分でございます。改正分は1ページから2ページまでございまして改正分により既存の条例を改めます。

次に、3ページから5ページまでが新旧対照表になっております。この新旧対照表は左側が現行条例、右側が改正案で、改正箇所をアンダーラインでお示ししております。主な改正点につきましては、お配りさせていただきました専決承認第1号資料により説明をさせていただきます。では資料をご覧ください。まず、戸籍法の改正につきまして説明させていただきますが、2枚目の下側にあります戸籍法の改正をご覧ください。第120条の2において、自らや父母等の戸籍または除籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でもマイナンバーカードなどで適切に本人確認することにより戸籍または除籍の謄本の請求を可能

とするものです。この本籍地以外の市区町村での戸籍除籍謄本の発行事務を広域交付と  
っています。例えば松崎町に本籍のある方が西伊豆町役場の窓口で戸籍の請求ができるよ  
うになります。逆に、西伊豆町に本籍のある障害者の方でも現在住んでいる近くの市区町村でも  
戸籍謄本等がとれるようになります。また第120条の3では、自らが父母等の戸籍または除  
籍について電子的な戸籍除籍記録事項の証明情報、戸籍除籍電子証明書と言います、の発行  
を可能とするものです。また、オンライン上で行政手続をする際に利用可能な戸籍除籍電子  
証明書を発行可能とするものです。例えばパスポートの発給申請において、申請書とあわせ  
て戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先の行政機関に提示することにより行政機関にお  
いて、申請者の戸籍電子証明書を確認することができるようになりますので、紙による戸籍  
証明書の添付が不要となります。このように戸籍法の改正が行われたことに伴いまして資料  
の1ページに戻っていただきまして、1、改正の趣旨ですが戸籍法の改正に伴い地方公共団  
体の手数料の標準に関する政令に定められている。手数料の標準額の見直し及び地方公共団  
体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の改正に  
伴い西伊豆町手数料条例、手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。2としまし  
て、西伊豆町手数料徴収条例の一部改正をする部分としては、第2条第11号及び第14号にお  
いて、戸籍地以外の戸籍、（11号）です。または除籍（14号）となりますが謄本等の交付事  
務広域交付の事務を追加しています。手数料は改定なしで、戸籍の場合は450円、除籍の場  
合は750円となります。第2条第13号及び第16号は、戸籍が第13号または除籍第16号にな  
りますが、電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料を定めたもので、戸籍の場  
合は400円、除籍の場合は700円と新たに追加しています。ただし、電子証明書提供用識別符号の  
発行に係る戸籍電子証明書の請求を行うものが同時に同一の戸籍謄本もしくは抄本を請求  
する場合は、手数料を徴収しないこととなっています。

次ページをご覧ください。第2条第17号及び第18号については、電子化された届書等情報  
の内容の証明及び閲覧に係る事務の追加で、手数料は改定なしの350円となります。3、施  
行期日は令和6年3月1日となります。4として元となる政令省令の改正内容ですが、（1）  
として、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する義務及び金額を  
新たに定めたもの。（2）として、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料  
の徴収対象とならない方法として、情報提供と記録開示システムマイナポータルを使用する  
方法を規定したものです。

2ページに戻っていただきまして、条例改正文でございますが、附則の施行期日は令和6年3月1日から施行するものです。今回の改正は、戸籍法の改正により国と市町村の戸籍システムの連携により戸籍謄本等の証明書発行等の手続の簡素化や利便性が図られることに伴う手数料徴収の見直しでございます。以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 3ページですね、下から8行目のところにですね戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円とありますが、これはどういうことですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。この戸籍の証明書提供用識別符号番号というのは、電子的な戸籍記録事項の証明情報の発行を可能とするパスワード的なもの、これを行政機関に申請を行う場合に、今までの紙の戸籍の戸籍謄抄本を添付しなくても、この識別符号番号を添付すれば、この戸籍の謄抄本の添付がなく行政機関において戸籍電子証明書を取得し確認ができるようになるということです。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうするとですね、このパスワードを持っていると450円かかるやつが50円安くなって1件につき400円になる、こういう認識でよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。ただ先ほどの、戸籍電子証明書提供用識別符号というのは、電子で申請するものなので窓口に来なくてもできるようなもの、例えば先ほど話をしたようにパスポート、パスポートは今新規は無理ですけれども、更新の手続は今電子で申請ができるような形になっています。そのときに紙の戸籍をつけるのが大変なので、パスポートの申請とその識別番号識別符号を取得していただいて、両方で電子で申請をしていただく、そうすればどこにも行かなくてもと言ったらおかしいですけれども、窓口へ行かなくても申請ができるような形になるということです。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうすると、今私が尋ねたその上の戸籍証明一通につき450円というのと、これとは全然別ということですね下の1件につき400円というのはパスポートとかそういうものに関わって戸籍証明とかそれは450円かかるとそういうことですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。そのとおりです電子で申請する場合に、この識別符号が必要になってくるような形になります。ただこれについてはまだ国のほうで検討中の状態です。まだパスポートもまだ更新しかやれてない状態、また多分この先新規でのパスポートの取得もできるようになるとは思うんですけどもそういうことができるようになるまで、なかなかこの符号番号は必要でないと思われれます。今堤議員がおっしゃったように普通に戸籍をとるのであれば、いつもどおり450円という形になります。ちなみに今回広域交付になった関係上、普通の戸籍で、戸籍の届出ですね、婚姻届とか養子縁組とかは今まで戸籍謄本の添付が必要だったんですけども広域交付が始まったことで、例えば西伊豆町の戸籍でない人がここへ婚姻届を出されたとしても今までは戸籍謄本の添付が必要だったんですけども、今は広域交付が始まったことでこちらで、ここで、それを確認することができるようになったので戸籍の添付とかは必要はなくなりました。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね、こちらの資料の方の2枚目にですね、マイナポータルを通じてっていうふうなことでいろいろと書いてありますけども、今時期的にですね確定申告等々がありましてマイナポータルを通じてですね、e-TAXで申告をするというふうなことがありますけども例えばですね、うちがですね、本当にマイナポータルを使ってですねそれをそのソフトをですね、入れているいろいろ活用してるんだろうかどうだろうかっていうふうなことになるとですね、そこまでやってる人が何人ぐらいいるんだろうかっていうふうなこともあります。そうしてくると、いろいろとアナウンスしてやらないと活用が進んでいかなのかなというふうに思いますけどもその辺のところをですね、どういうふうに考えますか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。先ほども申し上げたとおりこの識別符号、識別番号ですかこの符号はまだ始まっていない状態で、ちょっと私のほうも確認させていただきましたが今マイナポータルから入っていったとしても、今の状態では符号番号を出すメニューがない状態なので今回はあくまでも、そこから出すその番号については400円だよっていう手数

料を定めるだけであって、中のものについてはまだ国のほうでもちゃんとまだ決まっていない状態。私たちのほうも今後の予定ということで、国のほうからは示されている状態です。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） だから今後の予定ということですからあんまりあれじゃないけど、そうすると今後の予定としてね、パソコン上でやったりした場合にその手数料をね現金で払うのかクレジットで払うのかその辺もまた今後の予定というふうなことで捉えていいですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい、そうです。私のほうもマイナポータルから自分でスマホから入って番号をとったらどのように支払いをしてというのが、まだ調べてみたんですけども載っていない。多分窓口へ来なくても電子でできるということであるのであればやはりクレジット払いP a y P a yとかそういうものとかで支払いをするというのがまずそういう支払いになるのかなとは思いますが、まずその間、その情報も国から何も来てないので、私が思うにはそうではないかなと思う、と思われま。はい。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ施行年月日は6年の3月1日になってるわけですね。この辺が専決にした理由なのかなと思うんですけど専決にした理由って何ですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。条例の施行の施行日を国からの指示で6年の3月1日にするというふうに、という形で国から示されたんですけども3月の定例会に間に合わないという理由で専決をさせていただきました。ちなみにほかの市町村の様子をちょっと今ちょっと手元に資料持ってこなかったんですけども、臨時議会でやったところ、専決でやったところ、ほぼ多かったのがこの定例会が2月という市町村がすごく多かったんですね。なので3月1日に間に合ったと、あとは2月から3月にかけての定例会があるところは前倒しで3月1日前にこれを議決かけていただいて皆さんのオーケーが出て、3月1日から施行というところがほとんどだったんですけども、うちの町の場合は3月5日からということだったので3月1日には間に合わなかったので専決処分とさせていただきました。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 一応3問のあれやってますんで、前回続けて質問しなかったんですけど4ページですね。この括弧書き、上質紙を用いる場合1通につき1,400円ってこと書いてあるんですけど、わざわざ括弧書きがあるってことはこれ上質紙も用いない場合なんていうこともありうるんですか。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい、ほとんどが反対です。上質紙で求める方はほとんどいません。普通の上質紙でないもので350円ですね、350円のものでいいですっていう方がほとんどで今まで私がやってきた中でこの上質紙をお願いしますっていう方は今まで1人もおりませんでした。

○議長（堤 豊君） ほかに、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、徴収条例の一部を改正する条例案は原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい。挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、議案第3号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

議案の朗読は省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第3号は、新町建設計画の変更についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） それでは議案第3号、新町建設計画の変更についてご説明をいたします。

今回の変更は、令和6年度の橋梁の長寿命化対策事業などを新町建設計画に基づく地方債を利用して実施したため、必要となる計画の変更を行うものでございます。後ほどご確認頂ければと思いますけれども、令和6年度一般会計予算書の29ページと30ページに旧合併特例債を使用する事業が3事業ございます。この29ページの橋梁長寿命化対策事業について、新町建設計画への記載が必要となったため今回変更するものでございます。あわせて前回の計画の変更後、令和2年に国勢調査が行われたことにより人口世帯数等の最新の数値を追加するとともに、令和7年の将来推計人口等を変更をいたしました。なお計画の変更は、市町村の合併に関する法律第5条第8項の規定により議会の議決を得る前に県知事への変更協議を要することが規定されております。この協議については、令和6年1月5日付で異議なしの回答を県から頂いておりますことをご報告いたします。それでは説明に入ります。

西伊豆町賀茂村新町建設計画(案)の2ページをご覧ください。2、計画策定の方針の(3)計画の期間ですが期間を平成17年度から令和7年度までの21カ年に変更をいたします。

続きまして3ページの第2章以降変更に係る説明につきましては、資料の後ろのほうにインデックスをつけてございますが、そちらの新旧対照表を使って説明をさせていただきたいと思っております。

西伊豆町賀茂村新町建設計画新旧対照表の1ページをご覧ください。まず表の左側の1列目に、新町建設計画本編に該当するページ番号を入れてあります。その右が現行、改正後(案)の順となっており赤字の下線部のが今回変更の箇所となります。第1章は先ほど説明いたしましたので省略し、第2章新町の概要から説明をさせていただきます。4の人口及び人口の推移は平成27年の横に最新の令和2年国勢調査の結果を追加いたしました。

2ページをお願いいたします。世帯数の推移及び5、産業についても同様に令和2年国勢調査の結果を追加しております。

1枚おめくり頂き3ページをお願いいたします。上段の産業別就業者数の推移についても同様でございます。

次に3ページ中段から8ページにかけて説明させていただきます。第3章主要指標の見通しは人口世帯数等に係る、令和2年及び令和7年の数値を変更しております。3ページの1、人口(1)総人口それから次のページ4ページの(3)就業人口、1枚おめくり頂き5ページの(2)世帯数その下の将来推計人口及び世帯数、6ページの将来年齢別人口、1枚おめくり頂き7ページの将来就業人口及び将来産業別就業人口における、令和2年の数値については国勢調査の結果となっております。今ご説明いたしました令和7年度の数値につきましては、4ページに戻っていただいて、すいません、ページが飛んで申し訳ございませんが上から4行目に記載した総人口6,601人をもとに、平成27年と令和2年の増減率を使用しながら推計しております。なお令和7年における総人口6,601人につきましては第2期西伊豆町まちひとしごと総合戦略の第一部西伊豆町人口ビジョンの数値を使用しております。

それから8ページお願いいたします。第5章新町の施策に豊かな心を育む教育文化のまちをめざしての(2)生涯学習の充実において、前回修正漏れのごございました下線部のところを「黄金崎公園内の休憩施設こがねすとの活用を検討していきます」に変更をいたします。

1枚おめくり頂きまして9ページをお願いいたします。(5)個性ある地域の発展と快適な生活のできる暮らしを町を目指しての(1)道路交通網の整備充実の下から2行目、「生活道路網の整備に努めます」を「生活道路網の整備に努めるとともに老朽化が進む橋梁の長寿命化に努めます」に変更いたします。これによりまして次のページの(別記1-1)現行新町が実施する主要な事業、本編では28ページとなりますがこちらが修正となります。

1枚おめくり頂きまして施設の(1)道路交通網の整備充実の事業プログラムの中に、橋梁の長寿命化を、また主要事業に橋梁長寿命化対策事業を追加いたします。繰り返しの説明になりますけれども、令和6年度におきまして新町建設計画に基づき、地方債を利用して実施する事業の中で修正を必要とするものについてはこの部分だけであることについて県の担当者にも確認済みでございます。

次に1枚お戻り頂きまして9ページをご覧ください。第8章財政計画(1)財政計画の基本的な考え方の4行目の合併後20年を合併後21年に変更をいたします。またこの資料の最後のページに西伊豆町財政計画新旧対照表がございますが、左側が現行で右側が改正後の案となり、改正後(案)に令和7年度分を追加しております。単位は100万円です。なお改正後の令和4年度までは決算額、令和5年度以降は推計となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ちょっと3ページ見てください、御前崎市がね赤くなってるんですけども、これすごく気になるんですけどもなぜ、この御前崎市だけ赤くなってるのか分かりませんでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません、御前崎市がなぜ赤くなっているかということなんですけれども、理由についてはちょっとこちらでも把握してないんです、特に理由はないと思うんですがちょうどこの何ですかね最初平成16年10月にですね、合併したときにつくられたところがここに記載してある町かと思えますけれども、すいませんちょっと赤字でなぜ書いてあるかってのは特に理由はないかと思えます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） いや、私はね原子力発電所があるからじゃないかなとふと思って赤くなって対岸にあるわけですから、これ30キロの円の中には西伊豆町賀茂村、旧賀茂村、入らないわけですよ。そうするともう冬場西風がふいているときの原子力発電所の事故になればもう西伊豆町対岸の西伊豆町、放射能まみれになるのかなと思って赤くしたのかなとふと思ったんですけど別にあれですか赤くしたのは分からないとそういうことならそれでいいです。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません、恐らくこの表については作成当時の平成16年10月から変わっていないと思っております。ちょっとすいません、なぜ赤くなったかっていう理由は分かりません。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 確認ですけど、今回これを変更するっていうのは28でも2028ページでいいか。要は橋梁の長寿命化対策事業について地方債を使うために変えるっていうことと、どうせ変えるんだったら、令和2年1番新しい国勢調査のデータを盛り込みましたよと、その2点でいいですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい。議員のおっしゃるとおりでございます。橋梁の長寿命化対策事業をですね合併特例債を使って実施するには、現状の計画だと対象にならないということでございますので、こちらのほうを記入させていただきました。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 分かりましたけど、その合併特例債ってのはいつまでなんですか7年いっぱいかな。その辺どうですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 合併特例債が令和8年の3月31日までに供用開始するものが対象となってきますもので令和7年度末までの完成ということになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今回の計画はですね、橋梁の長寿命化だけなんですけどもそのほかにですね、必要なものはなかったってことでこの橋だけ入れたっていうことでの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 先ほど申し上げたとおり、一般会計の予算書を後でご覧いただければと思うんですけど今三つの事業がございます。橋梁の長寿命化とそれから給水車それから津波避難タワーをつくる事業が来年度合併特例債で予定されておりますけれども、その中で修正を必要とされるものが、橋梁の長寿命化対策事業ということですのでこの部分だけ1箇所だけを変更させていただく。そのほかの二つについては、既存の計画の中で対象となるということを県のほうに確認がとれましたので、その分については修正はしておりません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今言われるその合併特例債なんですけどこれ結構時限立法で、延長延長を要望があつての話なんですけど万が一ですねそれが、延長することになったとして、この新町建設計画に載ってないとそれが使えないと言ったときにですね、また新たにこれをこういった事業をやりたいということになったときには、また変更するということになるのでしょうか。その辺だけお願いします。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 新町建設計画の1枚目をご覧になっていただければと思うんですけども、これで何度か変更を繰り返してやってきております。それについては当然当初計画に載っていなかったものの中でこの新町合併特例債の対象になるというものがございましたときに、変更をかけてやっているものでございます。今後仮に延長された場合にですね対象になるものがあって、この計画に記載されてない要するに対象にならないようなものについては変更をかけて議会の承認を頂き、やっていくというような形になっていくかと思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより先に討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第3号、新庁建設計画の変更については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君）

日程第4、議案第4号、西伊豆町道路線の廃止についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第4号は西町道路線の廃止についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。議案第4号町道路線の廃止について説明いたします。

安良里の網屋崎入り口付近にある町道鮪浦線の路線延長114.9メートルのうち77.2メートルを廃止し37.7メートルとしたいものです。添付してございます平面図を見ながら聞いていただきたいと思います。

一部を廃止する理由ですが、当該路線の終点周辺は全て民間造船会社の所有地に現在となっております。そこに町道があることにより部外者が侵入してくることが、防犯上危惧されるため払下げをしてほしいというような希望の相談を受けているためです。当該路線の利用状況に鑑み民間造船業者の言い分は妥当であると判断し、今回一部廃止の議案を上程いたしました。なお、廃止区間の海側に船揚げ場がありますがこちらも現在漁業者の利用がない一部区間を漁港施設から除く方向で協議を進めております。

図面のほうで廃止区間というのが青く塗られている区間になります。この町道が認定された頃はですね、この場所には畑や田んぼというものが個人所有者何名かの方であったかと思いますが、現在は全ての造船場の所有地というふうになっております。また船揚げ場が第1から第3までございますが、そのうちの鮪浦第1船揚げ場というところですね。こちらについては、長年船の船揚げ場としては使用されておらず、現在は造船場の施設が一部占有しているというような状況でございますが、漁協さんとの協議の結果ここ払下げをしてもいいだろうというような協議が済みましたので、ここを漁港施設から除き払下げをするというような手続を現在進めているところでございます。

以上で第4号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 廃止した区間はですね、荒れ放題になるんですが、単純に言って、廃止した区間は何も手つけないで荒れ放題になるってことですか現実には。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 町道を廃止した区間は、国有地が町に払下げてられているところですのでここは町道を廃止した後は、払下げの申請を民間業者さんからくると思います。町の町有地を払い下げるといような手続になるということです。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第4号、西伊豆町道路線の廃止については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

審議中ですが暫時休憩します。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時00分

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、議案第5号、西伊豆町道路線の認定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第5号は、西伊豆町道路線の認定についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 議案第5号、町道路線の認定について説明いたします。

現在クリーンセンターへの連絡道路として使用している道路を赤羽山線として町道認定したいものです。路線の延長は949.2メートルです。図面のほうを見ながら、お聞きください。起点が国道田子バイパスの入り口、それから終点が旧テニスコートですね、の入り口のところになります。この道路は環境課が管理しているクリーンセンターの道路になっていますが、開通から25年を経過しているため維持修繕を行う必要がある箇所も出てきています。町道に認定した後は、産業建設課が所管し道路の国庫補助事業等を用いてより適切な管理を行うようにしたいものです。

簡単ですが以上で説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 3点ばかり聞きたいんですけども、そもそもこの道路は町道じゃなかったんですか。開設するときにどういうふうな名称になったのかっていうのを一つ聞きたい。それでなぜ終点がですね、このテニスコートの手前で止まっているのか。これ本来はクリーンセンターの方まで延ばしても、いいんじゃないかと思うんでなぜこの地点で止まっているのか。その2点をまずお聞きします。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） こちらの道路はクリーンセンターの建設のときにですね、クリーンセンターの関連の地方債を借入れてそれを長い間償還してきました。その償還期間中は町道に認定できないということで、認定していなかったということです。で、そのあと償還が、ごめんなさい、平成20数年に終わってるんですけど町道に認定しようという協議を産業建設課と環境課のほうではやっているんですけど、なかなかそこは協議がまとまらず現

在に至るといふ状況でございました。理由としては、クリーンセンターの管理通路として管理してたほうが使いやすいというふうなそういう環境課の理由だったかと思ひます。それと終点をこのテニスコートのところで止めたといふところも環境課との協議で、こつから先は施設の管理通路としてしたいといふような意見を取り入れたものになります。

○議長（堤 豊君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） その理由はよく分からないんですよ。環境課のほうではどういふ理由でねこの地点で止めたのか。そしてまたもう一度繰り返しますけども、この道路を開設したときにですね起債をしてつくつたといふそういうそのとおりになんですけどもね。道路そのものは町として町道としてね、やったんじゃないんですか。なんていふ名称でこの道路を開設されたんですか、その2点を改めてお聞きします。

○議長（堤 豊君） できますか。環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） なぜ町道にしなかつたといふのは後ほど建設課長のほうにまた答弁していただくとしまして、取りあへず町道ではなく、記載がある関係上うちのほうで管理道路としてといふことでまずクリーンセンターの管理道路となつたといふことかと思ひれます。それでなぜテニスコート手前までといふのは、テニスコートの奥に資材置場、リサイクル材の置場があるわけです。そのリサイクル置場に行くための重機等をそこまで使って運ぶことが必要になりますので、その点そこが町道でありますと一々許可を取るような形が必要になるかと思ひましたので、環境課のほうから町道はテニスコート手前までにしてほしいといふふうにお願ひした次第です。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。クリーンセンター建設のときからなぜ町道じゃなかつたのかといふことについては先ほど課長が答弁させていただきましたが、町道として開設すると起債が借りられないと、クリーンセンターを建設にあわせてであれば起債が借りれるといふことで起債を借りるために関連道として整備をされたものだといふふうにお願ひしております。この件は議員はたしかもう議員だつたんで、詳細はよくご存じかといふふうにお願ひしますが、有利な起債を借りるためにそういった手順を踏んだといふことだろうといふふうにお願ひします。

○議長（堤 豊君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） それで今環境課長が言われたようにね、この手前で止めてクリーンセンターまで行く道路は環境課で管理そしてまたテニスコートを降りるにはですね許可を得

なきやなんないってどういう許可が必要なんですか。それと、環境課のほうでですねもうちょっと質問を変えますけども説明の中で、要するに補修しなければならないような箇所、見受けられたというふうに説明があったかと思うんですけど、どういう点をどういうふうに補修されるのかその点を。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先に後のほうの質問についてお答えいたします。この路線は通行されている方は分かると思うんですけど、大分舗装が傷んでおります25年ぐらいたって。それから橋が1キロあるんですけどもその橋の定期点検とかですね、というのは今建設課でやってる町道の長寿命化工事のほうには対象にならないんですよ。なので点検は今単費でやっているという状況でございます。まだ単費で点検をして2判定だったという結果は聞いておるんですが今後も継続的に点検、それから悪くなれば塗装塗りかえとかですね、そういう補修というものが出てきますので、それを町道事業として行うために認定してこの時点で認定していくべきだろうというふうに考えました。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 何が道路、町道で何が不都合になるかっていうことなんですけれど、一応うちの重機のほうがもう要は公式なナンバーっていうか、をとっていない機材になるものですから、その公道に重機を要は重機で要は道路を使うことがある程度ちょっと不都合になるんじゃないかという指摘を受けておりましたのであくまでも、その部分からは管理道路ということで普通の重機を今までどおり使うような形で考えて建設課のほうに要望した次第です。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これ3級町道ってなってるんですけどこれ3級っていうのは何ですか、これ長さですか幅員ですか何かどういう基準があるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 西伊豆町の町道の区分に関する規則というものがございまして、そこから1級から3級までを定義しております。まず1級路線については、基幹的道路網を形成するのに必要な道路。具体的に言うと主要集落と密接な関係にある主要集落と連絡する通路。ここは国県道や他の重要町道に連絡する路線といったものが1級になっています。旧国道路線みたいなものが該当になります。それから2級については、1級路線に準ず

る集落の幹線道路となっております。それに準ずるような道路っていうものになります。3級はそれ以外と。この道路のクリーンセンターの道路については、幹線道路に接続するというようなものではないため3級の路線ということで認定したいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 環境課長のほうから道路の話ありましたんでちょっと確認したいんですけれども、確かにフォークリフトが荷役して走ってるときがありまして、一応公道上での荷役フォークリフト駄目だよっていうことにはなってます、それが町道か管理道かっていうよりは、公道要するにここの終点のあたりに例えば門があって、そこから先は敷地内だよっていうように明示してないとやっぱり管理道だよって言うてもそこ道路じゃないって話になって、それがあくまで環境課の管理道だからオーケーだよというふうにはならないんじゃないかなと思うんでそこら辺をちょっと確認していただきたいんですけどいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 申し訳ないです。そこまではまだ確認はとっていないんですけれど、あくまでもその入り口、テニスコートの入り口というところでしか今のところ町の方、建設課のほうに要望はしてませんので、それにつきましてはまた必要な部署のほうに確認をとってご回答したいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今の松田君の関連ですけどね、やっぱり例えば明確にもう町道と、それから管理道、いわゆる私有道、つまり町道ってことはですね、道交法の適用を受けるよと管理地私有地になればそれは受けないというのを明確にするためには、今のゲートの位置をね、ここまで下げる必要があるんじゃないかなというふうにまず思います。それが1点目。それから逆に言うと今までこれ私有地扱いということであれば、これ場内でフォークリフトそれから重機これ使ってますよね。これは自治体ですから僕分かりませんが免税軽油の使用ってのができるんじゃないかと思うんですけど自治体ですとできないんですかね。その2点お願いします。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） ゲートについては前向きにつけるような方向で考えていかなければならないかなと今感じております。それで許可をとっているかどうかというのは、今のところ許可は取らずにあくまでも敷地内でのということで今まで使っている状況にあります。これにつきましても、必要部署に、関連部署のほうに確認の上後日回答したいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 高齢者の心配なんだけど。これ、ここ斎場がたつわけですよ。行く行くは、それでそこへゲートをつくっちゃったら何か使いにくいんじゃないか、どうですか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） 通るのに支障のないようなゲートを考えようと思っております。それをちょっと後で、今後検討させていただきます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第5号、西伊豆町道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第6号、西伊豆町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第6号は、西伊豆町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第6号西伊豆町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案について。

お手元に配付の議案の第6号説明資料をご覧ください。今回の条例改正は、令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたのに伴い、関係する条例の条ずれが発生したことにより改正をしたいものです。条ずれする項目は、職員の賠償責任に関する法令第243条の2の2第3項となり、今回の改正で第243条の2の8第3項となりますが、現行の例規では、第243条の2普通地方公共団体の町等の損害賠償責任の一部免責を引用して、職員の賠償責任を規定していたため、今回の条ずれに合わせて正しい法令に改正したいものです。なお、関係条文の内容は記載のとおりでございます。

議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表でございますが現行の第7条中の第243条の2を改正案では、第243条の2の8第3項に改めたいものでございます。

1ページにお戻りください。附則としてこの条例は令和6年4月1日から施行します。

簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第6号、西伊豆町監査委員に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第7、議案第7号、西伊豆町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第7号は、西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは議案第7号、西伊豆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを説明いたします。

令和5年5月8日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されます。この改正には、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項が含まれており、これによりパートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能になりました。またこれに合わせて総務省から発出されている会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルも改正されフルタイムの会計年度任用職員にも勤勉手当を支給すべ

きことが通知されました。これにより、関連する西伊豆町職員の育児休業等に関する条例を精査したところ、令和元年第4回の定例会において議決していただきました際に、本来であれば勤勉手当を支給対象外とすべきところを手違いにより期末手当を支給対象外とする改正をしているようです。ついては、育児休業をしている会計年度任用職員に期末手当を支給できるように改正したいものです。

議案書の2ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表でございますが現行の第7条では、会計年度任用職員を除くとなっておりますが改正案では、会計年度任用職員を除くを削除したいものでございます。

1ページにお戻りください。附則としてこの条例は令和6年4月1日から施行します。簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 育児休業等に関する条例で任用職員のあれが入ったということはいいいことだと思いますけど、町長あれですか職員、この育児休業は国は男の、男性も育児休業をとって子育てに参加しなさいっていうようなことで躍起になっておりますけども、西伊豆町としてもうあれですかね、男性職員子育てしている職員には何ですか、率先して取るように取りにくい環境じゃなくて取りやすい環境をしていかなければならないとも思いますけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 担当している課によってはですね忙しさが違いますので、一概にこういったものがありますし世の中そういう状況なのでとりなさいというふうに言ってもなかなか自分から手を挙げられる職員も多くはないんだろうというふうに想像はできます。ただそうは言いましても私もどちらかというと子育てをしている世代でございますので、どこかの圧力があってですね、取りにくい環境があるんであれば町長室に育児休暇取りたいんでっていうことを言ってくればですね、私のほうから担当課に取らせてあげてくださいということをお願いをしたいというふうに思いますんで、そこはもし取れない環境であればご一報頂ければというふうに思います。あとはですね、庁舎全体で世の中の流れに合わせてしっかり

と休むときには休む、仕事ばかりではなくてやはりある程度家庭も顧みる職場になるように努めていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 実際の対象者にもこのような制度があるよっていうのも、呼んで話はしておりますので積極的にとらせるような格好の方向でやっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これより本案を採決します。

議案第7号、西伊豆町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに、賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、

○議長（堤 豊君） 日程第8、議案第8号、西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第8号は、西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） それでは、議案第8号、西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提案理由につきましては、令和6年4月1日に田子給食センターと賀茂給食センターを統合し田子給食センターとしたいものでございます。

それでは資料3ページの新旧対照表をご覧頂きたいと思います。上段現行の表の名称及び位置につきまして、賀茂給食センターに係る部分を削除また小学校の統廃合に伴いまして対象学校から田子小学校を削除しまして、現行の別記1-1の表から別記1-2の改正案に改めたいものでございます。

1ページにお戻りください。附則といたしましてこの条例は令和6年4月1日から施行したいものでございます。

以上簡単ですが第8号議案の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 3ページで田子に給食センターを統合するという事で対象小学校仁科小学校賀茂小学校西伊豆中学校となっております。ここからそれではご飯おかず、田子から全ての学校に給食を配送するという事でよろしいですね。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 今議員の質問のあったとおり、田子を給食センターから仁科小学校、賀茂小学校、西伊豆中学校へ配送するという事でございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私の記憶が間違っていなければ、宇久須の賀茂給食センターは入り口とかなんとか改装したばかりではなかったのかなと思うんですけど、その辺は無駄になっちゃったのかな。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 給食配送していきまして賀茂給食センターの中にですね、生徒の分を運ばなきゃいけないもんですからその納めるための改修工事を今やっているとということでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

本案は地方自治法第244条の2第2項の規定によって、出席議員の3分の2以上同意を必要とする。

議長も採決に加わります。

出席議員は10名であります。

その3分の2は7名です。

議案第8号、西伊豆町立給食センター条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時31分

再開 午後 4時37分

---

◎延会の議決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

お諮りします。

本日の会議は5時をめどに延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） いいですね。

異議なしと認めます。

本日は5時をめどに延会することに決定しました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第9、議案第9号、西伊豆町、失礼、西伊豆町営運動場条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第9号は、西伊豆町営運動場条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） それでは、議案第9号、西伊豆町営運動場条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

今回の一部改正につきましては、町民運動場の使用料の見直しを行いたいものでございます。提案理由としましては現在先行して2月1日から西伊豆中学校体育館の施設予約で実施している、オンライン施設予約システムの本格導入を今後進めるに当たりまして、町民運動場の料金体系のみがほかの体育施設と異なっております。そういったところで現在の料金体系ではシステムの対応が難しいという状況が判明しました。将来的にシステム対応を可能と

するため町民運動場についてもほかの体育施設と同じ料金体系に変更をしたいものでございます。

それでは、資料3ページの表をご覧くださいと思います。こちらは現行の表になります。その中の下段の町民運動場の表をご覧くださいと思います。現行では利用する時間帯によりまして利用料金が設定されているのがお分かり頂けるかと思えます。こちらが改正案の表になります。下段の町民運動場の表をご覧くださいと思います。今回料金体系をほかの体育施設とあわせて、半日、1日、夜間の三つの区分に改正したいものでございます。半日の料金は改正前の午前の料金と同じ700円とし、1日料金と夜間料金につきましては現行の料金と同額としています。また備考欄に新たに二つの補足事項を加えております。一つ目としまして、使用時間が4時間を超える場合1日とする。二つ目としまして、18時以降は夜間料金とする。この二つの項目を追加しております。

それでは1ページにお戻りください。附則といたしましてこの条例は令和6年4月1日から施行したいというものでございます。

以上簡単ではございますが、第9号議案の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今事務局長の説明ですと、オンラインシステムに対応させるためにこの料金のシステムを料金体系を変更するというふうな説明だったんですけども今後ですね、広く利用してもらうために、例えばそういった意味合いで料金を変えていこうというふうなことが出てきた場合は今後どういうふうになるんですか。そのときはオンラインシステムにそれが対応可能でない料金設定を要望する声が多くなったときにはどうなるんでしょうか、その辺はどうなんですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 今ですねほかの施設、体育施設が半日、1日、夜間という体系でして町民運動場の時間帯の旧体系でございますと例えば6時から8時、17時から19時とかですね、そういった細かいところがございまして、例えば午後の16時から19時を使った場合と違ってなると、1,150円と違っていうふうになります。そういった実績が今

のところないということでございますので、今回の改正の体系にしても特に問題ないのかなというふうに考えています。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやこの何ていうかそのスマートロックっていうんすか。これよく形がわかんないんだけど、ほかのところならまあ取り付けてロックしてでいいんだろけど鍵がかかって町道上の場合はどういう形のものをつけるのか、同じものでいいのか。それどういうふうにまた操作する。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） スマートロックシステムと施設予約システムというのをちょっと一度切り離して考えていただきたいんですが、スマートロックシステムはWi-Fiがないと当然、機能しないということで今現在町民運動場どうしているかといいますと、夜間照明のスイッチボックスがございまして、そこにダイヤル式の南京錠をつけています。それで管理しておりまして予約があったときにダイヤルの暗証番号を教えてそれで開閉していただいているという状況でございますので、町民運動場にはスマートロックっていうのは入らないというふうに捉えていただければと思います。ですので今と変わらないように、南京錠で夜間照明のスイッチボックスを鍵をするという状況です。ですので平日は特に鍵が、鍵の開閉は要りませんので町民運動場の場合は問題になるのは夜間の照明を使うときだけというところでございます。5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ予約とるときはスマホなり何なりで申し込むんだよね、そうするともし使わなかったりね時間がオーバーしたりっていうそういうことの清算っていうのはどうなるんですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 基本的にですね、キャンセルもできますので使わなかった場合というのはキャンセルは可能です。実際的に使わなかった、基本的には料金を頂くっていう状況になりますけども、使わなかったよっていう申告があれば当然その料金っていうのは請求しないというような形になろうかと思えます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやそれスマホ上でやるってことは何かほかのこの金のやりとりってのはね、それ清算というかそのクレジットでなのかどうかよくわかんないんだけどその辺はどうなるどういうふうにするの。月末に引き落とすとかどうなるわけ。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 料金の支払いについてはクレジット払いと納付書払いと両方の選択ができます。クレジットについては、クレジット会社によって請求の月数、月とか日にちというのは違うと思いますけども、支払い方法はクレジットカード払いと納付書払いの2種類でございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 大浜運動場なんですけども町民の方がやってるのは見たことなんですけど、町民以外っていう方、町民以外どんなが利用されてるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 大浜運動場につきましてはですね、現在グラウンドゴルフの方のみの利用となっているというふうに聞いておまして、町村合併以降利用があるかちょっと調べてみたんですけども、実績はないというところでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第9号、西伊豆町運動条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第10、議案第10号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第10号は、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。それでは、議案第10号西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。改正の概要ですが、2点ございます。

1点目ですが改正点につきましては、お配りしました議案第10号資料をご覧ください。令和6年度税制改正大綱を踏まえ、保険料負担の公平性の確保及び中所得者層の負担軽減のため、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ。

2点目は、低所得者に対する保険税の軽減措置の拡充を図るもので5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の引上げについてでございます。それでは議案書の説明をさせていただきます。

お配りしました議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。下線部が改正の箇所となります。2ページ上段、第2条第3項22万円を24万円に改正するものです。これは後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ規定です。これにより2ページ下段、第20条の第1項も同じく22万から24万円改正されます。

続きまして、2ページから3ページとなりますが第20条第1項第2号にですがこちらは5割軽減の規定となります。1人につき29万円を29万5,000円に引き上げるものです。

続きまして、4ページ中段第3号ですが、こちらは2割軽減の規定となります。1人につき53万5,000円を54万5,000円に引き上げるものです。改正点は以上です。

では資料に戻りまして、1ページの中段をご覧ください。改正条例に係る附則の説明をさせていただきます。施行期日ですが、この条例は令和6年4月1日から施行します。次に経過措置ですが、この条例による改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度の分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。なお本件の改正につきましては国保運営協議会に諮問し妥当との答申を頂いているものでございます。以上、説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね、これはあの賦課限度額の話でいきますとですね、令和5年度において賦課限度額このときもですねやっぱり基本の賦課限度額ですね、基礎限度額これ65万と介護保険分の17万このところは変えないで、後期支援分このところを上げてきているということで今回においてもですね、ここを24万円に上げるっていうふうなことになるってことです。この件についてですね今国保の運協でいろいろと議論して答申を頂いてるっていう話だったんですけど、この辺のところでのどのような議論がされてきたのかっていうふうなところと、もう1点はですねやっぱりこういうことがあったらですね、きちんとアナウンスをしていかなきゃならないと思うんですけども、私もこれ気になったもんでホームページとか見てみましたらホームページはすごい昔の限度額の表が載ってたんですけど、その辺の変更ってのはどこがやるものなんでしょうか。その辺お答え願います。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） まず1点目の国保運営協議会に諮問させて頂いたんですけども、なかなか内容がやはり難しく皆様からのこの課税限度額を上げることの意見等はございませんでした。しかしながら高所得者の方につきましては、やはり限度額を上げさせていただいて所得に応じた負担をしていただきたいということもありますので、このような形で答申をさせて頂いて妥当との意見が出たと思われま。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。今山田議員のおっしゃった告知につきましては、議案が通過していない状態でこうなりましたということは私たちのほうから申し上げることはできませんので、議案が通過しましたら後ほど広報西伊豆などで法改正でこういうふうになったというものについては載せさせていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 申し上げます。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間はあらかじめ延長します。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね、後期高齢者の支援金等の分これの賦課限度額を上げるということに関してですね。これに関して大まかなところでですね例えばですね、団塊の世代の人がですねもう後期高齢者の域に入ってくるのかそういったところの説明をですね、きっちりした中でですねいろいろと議論していただくとその中で、例えば西伊豆町においてはですね、そういった世代の方がすごく多いよとか静岡県内においてもですねこの西伊豆町の部分の医療費が多いとか、そういったことの細かな説明をした中でですねいろいろと揉んでもらいたいと思いますけどそういったことはないわけなんではないでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。これは先ほど課長も説明で言ったかというふうに思いますけれども、改正の趣旨としては令和6年の税制改正大綱が定められたことによって、私たちが国民健康保険税条例の一部改正をしなければいけないということでございますので、その辺につきましては既に国のほうで国民の皆様には説明をされているというふうに思っております。私たちはその改正に合わせて、この条例改正をするというものでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第10号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり、失礼。

失礼しました。

賛成者の諸君は挙手願います。挙手。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） いいですね、はい、失礼しました。

挙手多数です。

よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会宣告

○議長（堤 豊君）

本日は議案第10号までとし、残りについては明日行います。

本日はこれで延会とします。

お疲れさまでした。

延会 午後 4時58分